

指定基準、介護報酬等に関するQ & A

1 消防関係

(問1)「消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける旨を規定する」とされているが、その具体的内容如何。

(答)

1 「消防設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

2 なお、認知症高齢者グループホーム等の消防設備に関しては、先般の火災事故を契機として、現在消防庁において「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」が開催されているところであり、その結論に基づき、消防法に基づく規制について所要の改正が行われる予定である。

(問2)「非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する旨を規定する」とされているが、その具体的内容如何。

(答)

火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

2 地域密着型サービス

(1) 共通事項

(問1) 人員配置基準に記載されている「常勤換算方法」とは、どのように行うのか。

(答)

常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(問2) 小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の施設等(基準省令第63条第6項の4事業)の併設の場合、「小規模多機能型居宅介護事業所の員数を満たす介護従業者を置くほか、「居住」の事業所の人員に関する基準を満たす介護従業者を置いているときは、「居住」の事業所の従業者は、小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。」とは、どういうことか。

(答)

小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所双方に、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できるということであり、「居住」に移行してからもなじみの関係を保てるよう、小規模多機能型居宅介護事業所と「居住」の事業所は、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである。

(問3) 地域密着型サービスで研修等が義務付けられている「代表者」とは、どのような者か。また、代表者と管理者は兼ねることができるのか。

(答)

1 代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的

でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。

- 2 管理者とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもある。

(問4) 地域密着型サービス事業所の管理者が、他の業務を兼務できる場合とは、どのような場合か。

(答)

基準省令において「当該事業所の他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする」と規定している場合に、以下の場合であって、管理者の業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。

- ① 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

(問5) 小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の立地について、「住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあるようにしなければならない」とあるが、その趣旨如何。

(答)

- 1 小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることを、市町村が確認することを求めたものである。

- 2 開設及び指定申請時においては、都市計画法その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。

(問6) 「運営推進会議」は、各事業所が設置することが必要なのか。

(答)

- 1 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。
- 2 運営推進会議のメンバーについては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等を想定しているところである。

(問7) 運営推進会議のメンバーとされている「地域住民の代表者」とは、どのような人か。

(答)

地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。

(問8) 運営推進会議について、指定申請時には設置されていなければならないのか。

(答)

事業所の指定申請時には、運営推進会議が既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要である。

(問9) 地域密着型サービス事業者の基準では、種々の研修が義務付けられたが、それぞれどのような研修なのか。また、どこが、どのように実施するのか。

(答)

地域密着型サービス事業所の職員について、義務付けた研修及びその概要は下記のとおりであり、それぞれの研修の実施主体は、各都道府県・指定都市である。

それぞれについては、所要の経過措置等を設けることとしており、各研修のプログラムや開催方法等を含め、追ってお示しする。

〔義務付けられている研修〕

	代表者	管理者	計画作成担当者
認知症対応型共同生活介護	B・C		
認知症対応型通所介護		A・C	
小規模多機能型居宅介護	C	C	C (介護支援専門員)

※ 経過措置（上表中のアルファベット）

「A」…現に開設している事業所については、受講義務なし。

「B」…現に開設している事業所については、平成21年3月31日までに受講しなければならない。

「C」…平成18年度中に開設される事業所については、平成19年3月31日までに受講しなければならない。

(1) 代表者（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護において共通）

事業所を設置・運営する法人の代表者が、日頃から事業所が提供する介護サービスの内容を理解し、その質の向上に努めていくため、最低限必要な知識を修得するもの。

(2) 管理者（認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護において共通）

介護に関する一定の知識及び経験を有することを前提として、

労務管理等も含め、管理者として必要な知識を修得するもの。

(3) 計画作成担当者（介護支援専門員）

小規模多機能型居宅介護については、新規のサービスであることから、制度の目的、理念、内容や他の居宅サービスの併用等について、サービスの趣旨に即した介護支援計画策定に必要な知識を修得するもの。

認知症対応型共同生活介護については、従来から研修を義務付けていたものであり、今回新たに義務付けをしたものではない。

※ 都道府県・指定都市が実施する「認知症介護実践研修」のうち、認知症介護実践者研修の受講を義務付けていた。

(問10) 法人格を有しないため、基準該当サービスとして介護給付の対象となっていた事業者が、法人格のないまま、平成18年4月1日以降、地域密着型サービス事業所の指定を受けることはできるのか。

(答)

1 基準該当サービスとは、指定基準に規定された要件について、指定事業所となるには何らかの基準を満たすことが困難な事業所について、市町村の判断により、当該市町村の範囲に限って介護保険によるサービスを提供できることとしたものである。

2 地域密着型サービスにおいては、基準該当サービスの類型は設けていないため、法人格を有していない場合、法人格を有しないまま、地域密着型サービスに相当するものとして介護給付の対象とすることはできない。

(問11) 小規模多機能型居宅介護事業所では、自己評価及び外部評価の実施並びにその結果の公表は、どのように実施するのか。

(答)

1 自己評価は、各事業所が、自ら提供するサービスを評価・点検することにより、サービスの改善及び質の向上を目的として実施するものであり、事業所の開設から概ね6か月を経過した後に実施するものである。自己評価結果の公表については、利用者並びに利用者の家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市

町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などが考えられる。

2 外部評価については、現在認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている外部評価と同様に、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うことを想定しており、自己評価を行った後、事業所の開設後1年以内に実施することとなっている。外部評価結果の公表については、事業所内で自己評価結果の公表と同様の扱いのほか、外部評価機関がWAM-NET上に公表する等が考えられる。

3 なお、自己評価及び外部評価の評価項目、その他必要な事項については、追ってお示しする。

(問12)「専ら従事する(専従)」とは、常勤の職員を置かなければならないということか。

(答)

「常勤」と「専ら従事する(いわゆる「専従」)」とは、それぞれ
常勤：勤務時間が、就業規則等によって事業所が定めている常勤の
従業者が勤務すべき時間数に達している
専ら従事する(専従)：同時に他の職務に従事していないこと
をいうため、専従＝常勤ではない。

(2) 夜間対応型訪問介護

(問13) 夜間対応型訪問介護の対象者は、一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で要介護3以上など重度の者に限定されるのか。

(答)

夜間対応型訪問介護の対象者は、一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯や中重度の方が中心になると考えているが、これらの者に限定することとは考えていない。

(問14) 経過的要介護者は夜間対応型訪問介護を利用することができるのか。

(答)

夜間対応型訪問介護は、要介護者を対象にしたサービスである(介護予防には夜間対応型訪問介護のサービス類型はない)ことから、経過的要介護者※は利用できない。

※ 介護保険 INFORMATION vol.58 (平成18年2月10日)
介護保険制度改正に関する要介護認定Q&A (抜粋)

問5 「経過的要介護」とは何を意味しますか。

(答)

改正介護保険法附則第8条の規定により、改正法施行の際(平成18年4月1日)に現行の要支援認定を受けている方は、新たな要介護認定を受けたものと見なされることとなりますが、その際、これらの方々に該当する要介護状態区分を「経過的要介護」とします。この「経過的要介護」の有効期間は、施行の際に受けている要支援認定の有効期間の残存期間とし、また、支給限度額は現在の要支援のものと同一(6,150単位)となります。

(問15) オペレーションセンターを設置しない場合、オペレーションセンター従業者が行うことになっている業務は誰が行うのか。

(答)

オペレーションセンター従業者が行うことになっている、①利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問の要否等を判断するサービスや利用者の面接その他の業務(オペレーションセンターサービス)、②夜間対応型訪問介護計画の作成業務については、夜間対応型訪問介護事業所の訪問

介護員等が行うことで足りる。

(問16) 定期巡回又は随時訪問は、看護師が行ってもいいのか。

(答)

1 定期巡回又は随時訪問を行う訪問介護員等とは、介護福祉士又は訪問介護員であり、看護師が行うことはできない。(介護保険法第8条第2項及び第15項並びに同法施行令第3条)

2 なお、利用者からの通報内容や利用者の心身の状況を勘案し、看護サービスが必要であると認めるときは、訪問看護ステーションへの連絡を行う等適切に対応することが必要である。(基準省令第24条第6項)

(問17) オペレーターは看護師、介護福祉士その他の厚生労働大臣が定める者とされているが、厚生労働大臣が定める者とはどのような者か。

(答)

厚生労働大臣が定める者とは、医師、保健師及び社会福祉士を考えている。

(問18) オペレーターが行う業務を特別養護老人ホームの夜勤職員に兼務させることは可能か。

(答)

オペレーターを特別養護老人ホームの夜勤職員に行わせることは認められない。

(問19) オペレーションセンターが的確に利用者の心身の状況等を把握するためには、オペレーションセンターに配置される面接相談員にも一定の資格が必要ではないか。

(答)

利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点からは、面接等を通じて利用者の状況を把握することは重要であることから、面接相談員については、オペレーターと同様の看護師、介護福祉士その他の厚生労働大臣が定める者(医師、保健師及び社会福祉士)又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めることが必要である。

(問20) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、常勤換算で2.5人以上とするなど人員要件は定めないのか。

(答)

そうした人員要件は定めない。交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数の職員を確保していただきたい。

(問21) オペレーションサービスを利用しない者はケアコール端末を有していないため、定期巡回サービスのみを利用することは可能か。

(答)

1 夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービス、オペレーションサービス及び随時訪問サービスを一括して提供しなければならないものであるが、利用者はケアコール端末を有していることが条件となる。

2 したがって、ケアコール端末を持たず、定期巡回サービスのみの利用であれば、夜間対応型訪問介護に含まれない。

(問22) 訪問介護事業所が夜間対応型訪問介護事業所として指定を併せて受けることは可能か。

(答)

可能である。

(問23) オペレーションセンターとヘルパーステーションは同一の場所としなければならないのか。

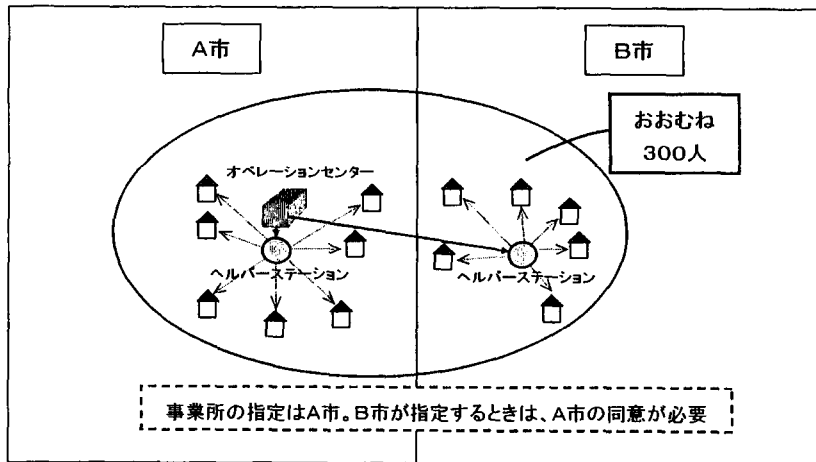
(答)

オペレーションセンターとヘルパーステーションは同一の場所が望ましいが、オペレーションセンターとヘルパーステーションの連携が確保され、業務に支障がない場合は、事業の実施地域内なら別々の場所としても差し支えない。

(問24) 夜間対応型訪問介護の実施地域が市町村をまたがる場合、それぞれの市町村にオペレーションセンターを設置しなければならないのか。

(答)

隣接する複数の市町村で1つの事業所がそれぞれの市町村から指定を受ける場合、オペレーションセンターは所在地の市町村に、ヘルパーステーションは他の市町村に設置されることが考えられるが、こうした形態は差し支えない。ただし、オペレーションセンターは、おおむね利用者300人につき1か所設置しなければならないとされていることから、利用者数がこれを超えることになる場合には、さらにオペレーションセンターを設置する必要がある。



(問25) 夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護を併用することは可能か。

(答)

- 1 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する事業所においては、訪問介護は出来高払いであることから、他の訪問介護事業所と併用することは可能である。
- 2 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する事業所においては、定期巡回サービスを含めて月額包括報酬であることから、他の訪問介護事業所と併用することはできない。

(問26) オペレーターは、利用者の処遇に支障がない場合は、利用者以外の者から通報を受け付ける業務に従事することができるとあるが、どのような業務を想定しているのか。

(答)

例えば、市町村が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた365日24時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと夜間対応型訪問介護のオペレーションセンターの共用は可能であるが、オペレーターは、この市町村が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事することができるということである。

(問27) 夜間対応型訪問介護のサービス提供時間帯は何時から何時までか。

(答)

夜間対応型訪問介護を提供する時間帯は、各事業所において設定することになるが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、22時から6時までの間は最低限含むことが必要である。

(問28)オペレーションセンターを設置しない場合であってもケアコール端末は必要か。

(答)

必要である。

(問29)ケアコール端末やオペレーションセンターに設置する利用者からの通報を受けるための通信機器は、一般の家庭用電話や携帯電話等でもよいか。

(答)

- 1 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーションセンターに通報できるものでなければならず、単なる一般の家庭用電話や携帯電話だけでは認められない。
- 2 また、オペレーションセンターの通信機器は利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないことから、単に一般の家庭用電話や携帯電話だけでは認められない。

(問30)利用者へ配布されるケアコール端末の設置料、リース料、保守料等や通報に係る通信料を利用者から徴収することは可能か。

(答)

- 1 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を利用者から徴収することはできない。
- 2 利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、利用者が負担すべきものである。

(問31)定期巡回サービスについて、最低限必要となる回数はあるのか。何回でも構わないのか。

(答)

定期巡回サービスの回数について特に要件は設けていない。事業者と利用者との間で取り決められるものである。

(問32)随時訪問サービスは日中を含めて対応する必要があるのか。

(答)

夜間のみの対応でよい。

(問33)月の途中で夜間対応型訪問介護の契約をした場合、基本夜間対応型訪問介護費(1月につき1,000単位)は日割り計算する必要があるのか。

(答)

- 1 基本夜間対応型訪問介護費(1月につき1,000単位)は日割り計算を行わない。
- 2 このため、利用者が月の途中で別の夜間対応型訪問介護事業所に変更した場合には、それぞれの事業所において基本夜間対応型訪問介護費を算定できることとなる。

(問34)長期間訪問を受けていない利用者からの通報を受けて随時訪問サービスを提供する場合等は随時訪問サービス費(Ⅱ)(1回につき780単位)が算定できているが、長期間の期間はどのくらいか。

(答)

利用者によって異なるが、1月が1つの目安となる。

(問35)利用者から夜間に該当しない時間帯の随時訪問サービスの提供を求められた場合、随時訪問サービス費(Ⅰ)(580単位)で提供してよいか。

(答)

夜間対応型訪問介護事業所は、夜間に該当しない時間帯に随時訪問サービスの提供を行うものではなく、そのような利用しかなければ、夜間対応型訪問介護の介護報酬は算定できない。

(問36)オペレーションセンターを設置したが、随時訪問サービスの利用がなかった場合でも、基本夜間対応型訪問介護費(1月につき1,000単位)を算定できるか。

(答)

算定できる。

(問37)随時訪問サービスについては、他の訪問介護事業所の訪問介護員に行わせることができるのか。

(答)

- 1 随時訪問サービスや定期巡回サービスは、夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることが基本であるが、随時訪問サービスについては、他の訪問介護事業所との連携を図ることにより夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、他の訪問介護事業所の訪問介護員に行わせることができる。
- 2 他の訪問介護事業所の訪問介護員に行わせることができる場合としては、利用者が昼間に利用している訪問介護事業所の訪問介護員に行わせる場合などが想定される。

(問38)随時訪問サービスを他の訪問介護事業所に委託した場合の介護報酬の支払いはどうなるのか。

(答)

オペレーションセンターサービスを行っている夜間対応型訪問介護事業所が随時訪問サービスの出来高部分も含めて介護報酬を請求し、その介護報酬の中から他の訪問介護事業所に随時訪問サービスに係る委託料を支払うことになる。

(問39)地域介護・福祉空間整備等交付金を拡充すると聞いているが、夜間対応型訪問介護事業所のオペレーションセンターの通信機器や利用者用の端末に係る費用にも使えるのか。

(答)

- 1 平成18年度予算においては、地域介護・福祉空間整備等交付金の中で設備整備にも充当可能な「地域介護・福祉空間推進交付金」(33億円)を創設するとともに、関係法案を今国会に提出しているところである。
- 2 この中で、夜間対応型訪問介護のオペレーションセンターの通信機器や利用者用のケアコール端末についても助成対象とする予定である。

(3) 認知症対応型通所介護

(問40) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護においては、看護職員の配置が新たに必要となるのか。

(答)

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護については、従前の認知症専用単独型・併設型指定通所介護の施設基準と同様、看護職員又は介護職員を、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに2名以上配置すれば足り、必ずしも看護職員を置かなくても良い。

(問41) 指定認知症対応型共同生活介護を行っている事業者が共用型指定認知症対応型通所介護を行う場合、必要な介護従業者の員数はどのように考えればよいのか。

(答)

共用型指定認知症対応型通所介護を行う時間帯について、指定認知症対応型共同生活介護の利用者と共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の合計数を基準として、常勤換算方法で3又はその端数を増すごとに1以上の介護従業者が必要となる。

(問42) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員については、1日当たり3人以下とされているが、1日の利用延べ人数が3人までということか。

(答)

利用定員については、同一時間帯に3人を超える利用者を受け入れることができないということである。したがって、半日しか利用しない者がいる場合は、1日の利用延べ人数は3人を超えることもある。

(問43) 共用型指定認知症対応型通所介護を行う認知症対応型共同生活介護事業所に複数のユニットがある場合、利用者をいずれのユニットで受け入れてもよいのか。

(答)

1日あたり3人以下という利用定員については、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとの定員である。複数のユニットがある場合については、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者及び認知症対応型共同生活介護の入居者の両方に対してケアを行うのに十分な広さを確保できるのであれば、どのユニットで受け入れてもかまわない。

(問44) 機能訓練指導員の配置や口腔機能向上サービスなどを行う事業所の場合、入居者に対してもサービスを行うことは可能か。また、可能な場合、入居者から費用を徴収してもよいのか。

(答)

入居者に対して行うことは可能であるが、費用の徴収はできない。

(問45) 本来業務を行う看護師は、機能訓練指導員を兼務できることとなっているが、口腔機能向上加算の算定要件としての看護師も兼務することは可能か。

(答)

それぞれ計画上に位置付けられているサービスが、適切に行われるために必要な業務量が確保できているのであれば、兼務は可能であり、口腔機能向上加算を算定することは可能である。

(問46) 指定認知症対応型通所介護と通所介護及び通所リハビリテーションにおける若年性認知症ケア加算とは何が違うのか。

(答)

1 指定認知症対応型通所介護は、認知症の者が自宅において日常生活を送ることができるよう、地域密着型サービスとして位置づけているものである。

2 一方、通所介護及び通所リハビリテーションにおける若年性認知症ケ

ア加算は、通常の通所介護及び通所リハビリテーションについて、若年性認知症利用者のみの単位でそれぞれにあった内容の介護を行ったり、利用者又はその家族等の相談支援等を行う場合に加算されるものである。

(問47) 指定認知症対応型通所介護において、送迎を行わないことは可能か。

(答)

指定認知症対応型通所介護事業所において、送迎が不要な利用者がある場合は、送迎を行わないことは可能である。

(問48) 送迎を行わない指定認知症対応型通所介護事業所のサービスを利用する際に、訪問介護の通院等のための乗車又は降車の介助を利用することは可能か。

(答)

送迎が必要な利用者がある場合は、本来、指定認知症対応型通所介護事業所の責任において送迎を行うべきであり、それを含めた報酬設定であることから、別に訪問介護の報酬を算定することはできない。

(問49) 共用型認知症対応型通所介護事業所において、職員の配置は利用定員3人に対して1人でよいのか。

(答)

- 1 共用型認知症対応型通所介護事業が行える事業所の利用者若しくは入所者の数と、認知症対応型通所介護事業の利用者の数を合計した数に対して、それぞれの人員配置基準を満たす数の職員が必要である。
- 2 例えば、利用者9名の認知症対応型共同生活介護事業所で共用型認知症対応型通所介護を行う場合、認知症対応型共同生活介護事業所の利用者9名と、共用型認知症対応型通所介護の利用者3名を合計した12名に対し、利用者3名に対し1名の介護従業者が必要となることから、常勤換算方法で、4名の介護従業者を置かなければならない。

(問50) 一般の通所介護と認知症対応型通所介護を、同一の時間帯に同一の場所を用いて行うことは可能か。

(答)

認知症対応型通所介護は、対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護と一体的な形で実施することは認められない。

認知症対応型通所介護を一般の通所介護と同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例えばパーテーション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要である。

(4) 小規模多機能型居宅介護

(問51) 週1回の利用でも所定点数を算定するのか。

(答)

- 1 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能である。
- 2 ただし、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要である。

(問52) 小規模多機能型居宅介護事業所に認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、夜勤を行う職員の兼務は可能か。

(答)

- 1 小規模多機能型居宅介護事業所に併設する認知症対応型共同生活介護事業所等が1ユニットである場合に限り、夜勤を行う職員の兼務を行って差し支えない。
- 2 なお、この場合も、小規模多機能型居宅介護事業所には別に宿直職員1名が必要である。

(問53) 新規申請の場合、従業者の員数を算定するための通いサービスの「利用者の数」の推定数はどのように行えばよいのか。

(答)

新設の場合における「利用者の数」は、他の居宅サービス等と同様、①新設の時点から6月末までの間は、事業所が定める通いサービスの利用定員の90%とし、②新設の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、③新設の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。

(問54) 看護職員は常勤でなければならないのか。

(答)

常勤を要件としておらず、毎日配置していなければいけないということではない。

(問55) 通いの利用者は毎日変動が予想されるが、実際の職員配置は、日々の「通いサービス」の利用者数に応じた配置としてよいのか。

(答)

職員の実際の配置については、その日ごとの状況に応じて判断していただく必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない人に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることのできるような職員配置としていただきたい。

(問56) 宿泊サービスの利用者がいないにもかかわらず、なぜ宿直又は夜勤を行う従業者を置かなければならないのか。

(答)

宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、登録者からの訪問サービスの要請に備え、宿直又は夜勤を行う従業者を置かなければならないこととしたものである。

(問57) 居宅介護支援事業所のケアマネジャーを利用している利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合、ケアマネジャーを小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーに変更しなければならないのか。

(答)

小規模多機能型居宅介護は「通い」、「訪問」、「宿泊」をパッケージで提供するものであり、利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合には、ケアマネジャーは当該小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーに変更することとなる。

(答)

1 小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーの業務は、基本的には、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「ケアプラン」の作成、②法定代理受領の要件である小規模多機能型居宅介護利用に関する市町村への届出の代行、③小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「小規模多機能型居宅介護計画」の作成である。

2 ケアプランの作成に関しては、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが通常行っている業務を行う必要がある。（具体的な事務の流れは別紙1のとおり）

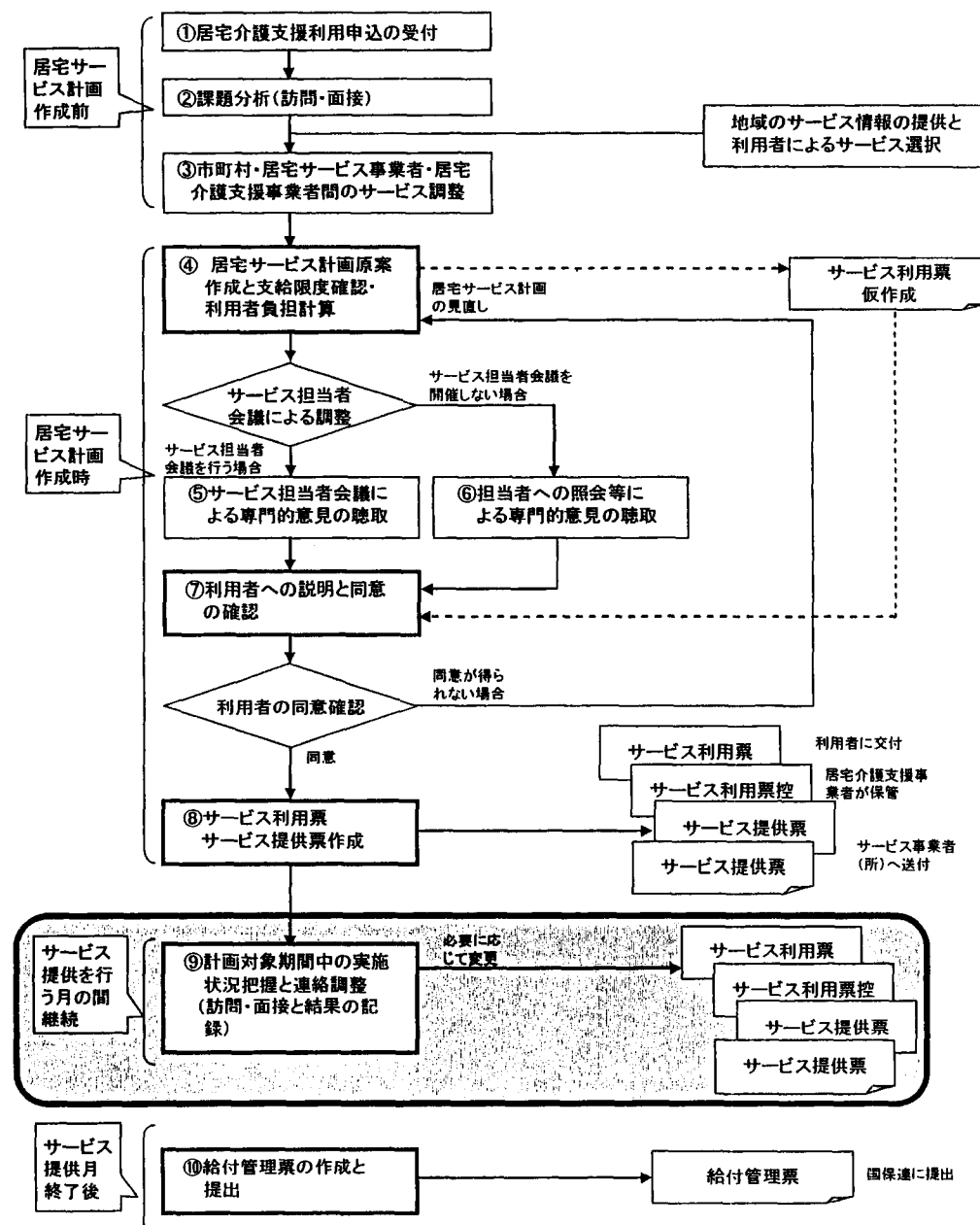
3 ケアプランの様式は居宅介護支援と同様のものを使用するが、小規模多機能型居宅介護ならではのサービス利用票の記載例等については、追ってお示しする。

4 小規模多機能型居宅介護利用に関する市町村への届出については、居宅サービスにおける例にならい、別紙2のような標準様式で行うこととする。

5 また、登録者のケアプランの作成については小規模多機能型居宅介護の介護報酬の中に含まれていることから、別途「ケアプラン」の作成に係る介護報酬を算定することはできない。このため、居宅介護支援事業所の指定基準や介護報酬は適用されず、居宅介護支援事業所の指定を受ける必要はない。

(別紙 1)

給付管理業務の流れフローチャート



居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被保険者氏名		被保険者番号	
フリガナ			
		生年月日	
明・大・昭		性 別	
年 月 日		男・女	
居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する事業者			
事業者の事業所名		事業所の所在地 〒	
		電話番号 （ ）	
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
変更年月日 (平成 年 月 日付)			
〇〇市（町村）長 様			
上記の小規模多機能型居宅介護事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届出します。			
平成 年 月 日			
住 所			
電話番号 （ ）			
被保険者			
氏 名 印			
保険者確認欄		☐ 被保険者資格 ☐ 届出の重複	
		☐ 小規模多機能型居宅介護事業者事業所番号	

(注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに〇〇市（町村）へ提出してください。
2 居宅サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず〇〇市（町村）に届け出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

(問59)介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者のケアプランは地域包括支援センター(介護予防支援事業者)が作成するのか。

(答)

- 1 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者のケアプランは、地域包括支援センター(介護予防支援事業者)の職員が作成するのではなく、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャーが作成するものである。
- 2 この場合、地域包括支援センター(介護予防支援事業者)の職員が行う業務と同様の業務を行っていただくことになる。
- 3 なお、ケアプランの作成については介護予防小規模多機能型居宅介護の介護報酬の中に含まれていることから、別途「ケアプラン」の作成に係る介護報酬を算定することはできない。

(問60)訪問サービスのみ、小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホームの職員が行ってもよいのか。

(答)

このような勤務形態は認められない。特別養護老人ホームにおける職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。

(問61)介護支援専門員は非常勤でいいのか。

(答)

非常勤でも差し支えない。

(問62)通所介護事業所のように機能訓練指導員は配置しなくてもよいのか。

(答)

機能訓練指導員は配置する必要はない。

(問63) 訪問サービスを行う従業者は訪問介護事業所のように介護福祉士や訪問介護員の資格等がなくてもいいのか。

(答)
それらの資格等は不要である。

(問64) 代表者について、認知症高齢者の介護に従事した経験、医療サービスや福祉サービスの経営に携わった経験とはどの程度を想定しているのか。

(答)
特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員が訪問介護員等として認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、医療サービスや保健福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよい。

(問65) 小規模多機能型居宅介護事業所に併設できる施設にはどのようなものがあるのか。

(答)
小規模多機能型居宅介護事業所に他の事業所を併設する場合としては、①同一時間帯で職員の行き来を認める場合、②職員の兼務を認める訳ではないが、同一建物内に併設する場合、③同一法人が別棟に設ける場合、の3つのパターンがあるが、整理すると次のとおりとなる。

併設する事業所	①職員の行き来可能	②同一建物に併設	③同じ法人が別棟に併設
地域密着型の4施設等※	○	○	○
居宅サービス事業所	×	○	○
広域型の特別養護老人ホーム、老人保健施設等	×	×	○

※ 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)をいう。

(問66) 登録者は他の小規模多機能型居宅介護事業所に登録することはできないのか。

(答)
小規模多機能型居宅介護においては、利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者は1か所の小規模多機能型居宅介護事業所に限って利用者登録を行うこととしたものであり、複数の小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められない。

(問67) 面積基準から、登録定員や通いの定員の上限は決定されるものなのか。例えば、居間及び食堂の広さが27㎡の場合は、通いの定員は9人となり、登録可能定員は最大18人となるのか。

(答)
1 居間及び食堂を合計した面積は1人当たり3㎡以上としていることから、居間及び食堂を合計した面積が27㎡の場合は、お見込みのとおり、通いサービスの利用定員の上限は9人となり、これを逆算すると、登録定員の上限は18人ということになる。
2 居間及び食堂が十分な広さがないにもかかわらず、多くの利用者を登録した場合は、利用者が十分な通いサービスを受けられないこともあるため、面積に見合った登録定員とする必要がある。

(問68) 宿泊サービス用の個室は必ず必要なのか。個室以外の宿泊室について、居間兼食堂に一人であれば泊まれるのか。プライバシーが確保されたものとはどのようなものか。

(答)
1 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えない。
2 プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するというわけではない。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいこと

から認められない。

(問69)居室以外部分を宿泊サービスを提供するための面積に含めてよい
か。

(答)

他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。

(問70) 宿泊サービスの面積基準が全体として満たしている場合であれば、6畳間に2人の利用者を宿泊させることは認められるか。

(答)

- 1 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、かつ、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要である。このため、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになる。
- 2 ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではない。

(問71) 小規模多機能型居宅介護の居間は、グループホームの居間との共用は可能なのか。

(答)

グループホームの居間は入居者の生活空間であることから、基本的に小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められない。ただし、事業所が小規模である場合(小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合)などで、グループホームの居間として必要なものが確保されており、かつ、小規模多機能型居宅介護の面積基準1人当たり3㎡以上を満たす場合は、共用としても差し支えない。

(問72)日常生活において通常必要となる利用者に負担させることが適当と認められる費用とはどのようなものか。

(答)

日常生活において通常必要となる利用者に負担させることが適当と認められる費用とは、次のようなものを想定している。

- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用
- ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合にかかる費用

(問73) 通常の事業の実施地域はどのように設定するのか。

(答)

- 1 指定訪問介護事業所や指定通所介護事業所の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護事業所については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当である。
- 2 また、事業所所在地の市町村の同意を得て事業所所在地以外の他の市町村から指定を受けた場合には、当該他の市町村の一部の日常生活圏域を事業の実施地域の範囲に加えることもある。

(問74) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態とはどの程度をいうのか。

(答)

著しく少ないとは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる。登録定員が25人の場合は通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえる。

(問75)登録者が通いサービスを利用していない日における適切なサービスとはどの程度のものをいうのか。

(答)

一の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週四日以上行うことが目安となる。通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関与することが望ましい。

(問76)利用者宅へ訪問し声かけ等を行った程度でも訪問サービスの回数に含めてよいのか。

(答)

小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

(問77)支給限度額内で利用できるサービスにはどのようなものがあるのか。

(答)

小規模多機能型居宅介護を受けている間に支給限度額の範囲内で利用できるサービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与である。

(問78)登録日はどのように決めるのか。

(答)

- 1 小規模多機能型居宅介護は登録のあった日に属する月から包括報酬を算定できるが、日割り計算を行う登録日は、利用者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に開始した日とする。
- 2 また、小規模多機能型居宅介護の終了日は利用者との契約を解除した日とする。

(問79)休業日を設けてよいのか。

(答)

小規模多機能型居宅介護事業所は、365日利用者の居宅生活を支援するものであり、休業日を設けることは想定していない。

(問80)利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないとされているが、一時的とはどの程度の期間をいうのか。

(答)

特に必要と認められる場合としては、登録者の介護者が急病等のため事業所においてサービスを提供する必要がある場合や登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供する場合などが考えられるが、一時的とは、こうした必要と認められる事情が終了するまでの間をいうものである。

(問81)宿泊サービスの提供期間に上限はあるのか。

(答)

- 1 小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の方であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。
- 2 しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような方が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要である。

(問82)重度になれば、居住機能を担う併設施設等へ移行しなければならないのか。

(答)

小規模多機能型居宅介護は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスではない。可能な限り利用者が居宅生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が併設施設等入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努める

必要がある。

(問83) 食事の提供に要する費用や宿泊費は事業者が自由に設定してよいのか。

(答)

平成17年10月改定の際に定めた居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関する指針を踏まえ、事業者において適切な額を設定することとなる。(同指針を改正予定)

(問84) 現在、通所介護の指定を受けていて、自主事業で泊まりを行っているが、小規模多機能型居宅介護が創設されたことに伴い、こうした形態のサービスは行えなくなるのか。

(答)

平成18年4月以降も上記のようなサービスを行うことは可能である。

(問85) 現在、小規模多機能型居宅介護と類似のサービスを行う事業所において、共生型で障害者の人が住んでいるケースがあるが、この事業所が小規模多機能型居宅介護の指定を受ける場合は、障害者は利用できなくなるのか。

(答)

障害者を受け入れる共生型の小規模多機能型居宅介護事業所については、構造改革特区として提案されており、これを認める方向で検討している。

(問86) 小規模多機能型居宅介護事業所に併設している有料老人ホームの入居者が小規模多機能型居宅介護を利用することはできるか。

(答)

利用可能である。(ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。)

(問87) 養護老人ホームの入所者が小規模多機能型居宅介護を利用することはできるか。

(答)

養護老人ホームにおいては、措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われているところであり、養護老人ホームの入所者が小規模多機能型居宅介護を利用することは想定していない。

(問88) 小規模多機能型居宅介護事業所とグループホームを併設している場合に、運営推進会議はそれぞれ必要か。

(答)

1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。

(問89) 通いの定員を15名とする小規模多機能型居宅介護の事業所の職員数は、どのように考えればよいのか。

(答)

1 日中の勤務帯を午前6:00から午後9:00までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の従業者を配置すればよいことから、通いの利用者が15名の場合、日中の常勤の介護従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人＝延べ40時間分のサービスが提供されていることが必要である。それに加え、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行わせ、夜間については、夜勤1名＋宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な介護従業者を、小規模多機能型居宅介護事業所全体として確保することが必要となる。

2 具体的には、通いサービスに要する時間(延べ40時間)、日中の訪問サービスに要する時間(8時間)、夜勤及び宿直職員の勤務時間を合計した小規模多機能型居宅介護において必要となる延べサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別、

サービス提供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが必要である。

- 3 なお、基準の人員の規定（第63条第1項）は介護従事者の必要数の算出基準を示したものであるため、日中であれば通いサービスを行うために3：1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している介護従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなる。

(5) 認知症対応型共同生活介護

(問90) 夜間及び深夜の時間帯の勤務について、宿直勤務を廃止し、夜勤体制とするとされているが、平成18年4月1日の時点で、夜勤体制がとれない場合、どのようなになるのか。経過措置はないのか。

(答)

今回の基準改正による夜勤体制義務付けについては、経過措置を設けることはしていない。平成18年4月1日以降、厚生労働大臣が定める夜勤体制の基準（認知症対応型共同生活介護事業所ごとに1以上）を満たさなかった場合は、介護報酬が減算（所定単位数の97%）される。

(問91) 諮問書には、介護支援専門員の配置について言及されていなかったが、配置義務がなくなったということか。

(答)

平成18年1月26日に、社会保障審議会介護保険部会介護給付費分科会に提出した諮問書については、今般の改正により新たに規定される又は改正される事項を記載したものであり、介護支援専門員の規定については、従来どおりであるため、諮問書には記載しなかったものである。

したがって、平成18年4月1日以降は、全事業所において、介護支援専門を配置することが必要である。

(問92) 平成18年3月31日までとなっている、介護支援専門員の配置に関する経過措置を延長することは検討されているのか。

(答)

認知症高齢者グループホームへの介護支援専門員の配置義務については、平成15年改正時に新たに規定され、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの3年間にわたる十分な経過措置期間を設けてきたところであり、経過措置の延長は行わない。

(問93) 3階建3ユニットのグループホームで、2ユニットについては夜勤体制で職員を配置することとしているが、残り1ユニットについて宿直体制として職員を配置することは可能か。

(答)

1 基準上、各ユニットごとに夜勤職員を配置することとなるが、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他のユニット(1ユニットに限る)の職務に従事することができることとしているため、3ユニットの事業所であれば、最低2名の夜勤職員が必要となる。

2 なお、事業所の判断により、人員の配置基準を満たす2名の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能である。

(問94) 既存の認知症対応型共同生活介護事業所で事業所所在地市町村以外の市町村の長から指定があったものとみなされた利用者が、入院等でグループホームを退居した場合、退院後、再度入居するときには、改めて事業所所在地市町村の同意を得て指定を受けないといけないのか。

(答)

入居時の契約に基づき、入院した場合にも居住にかかる費用の支払い等が継続し、当該利用者の個室が確保されている場合については、みなし指定の効力が継続しているものと取り扱って差し支えない。

(問95) 認知症対応型共同生活介護事業所において実施する短期利用共同生活介護の要件として、職員の研修受講が義務付けられているが、経過措置はないのか。

(答)

一般的な経過措置を設けることは想定していない。ただし、構造改革特区における認知症高齢者グループホームの短期利用事業として今年度内に事業が実施されている場合には、一定の経過措置を設けることについて検討しているところである。

(問96) 医療連携体制加算について、

- ① 看護師は、准看護師でもよいのか。
- ② 特別養護老人ホームが併設されている場合、特別養護老人ホームから看護師を派遣することとして差し支えないか。
- ③ 具体的にどのようなサービスを提供するのか。

(答)

医療連携体制加算は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して認知症高齢者グループホームで生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。

したがって、

- ① 利用者の状態の判断や、グループホーム職員に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師では本加算は認められない。
- ② 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該グループホームの職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。
- ③ 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、
 - ・ 利用者に対する日常的な健康管理
 - ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整
 - ・ 看取りに関する指針の整備
 等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。

(問97) 医療連携体制加算における「重度化した場合における対応に係る指針」の具体的内容はどのようなものか。

(答)

医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取扱い、③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針、などが考えられる。

(問98) 認知症対応型共同生活介護事業所において、3年以上の経験を有する者が、新たに認知症対応型共同生活介護事業所を開設する場合は、開設当初から短期入所介護事業を実施できるか。

(答)

3年の経験要件は、事業所に求められる要件であるので、当初から実施はできない。

(問99) 医療連携加算算定時に、契約の上で訪問看護ステーションを利用することが可能となったが、急性増悪時等において、医療保険による訪問看護の利用は可能か。

(答)

診療報酬の算定要件に合致すれば、利用可能である。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設生活介護

(問100) 地域密着型介護老人福祉施設は、どのような形態が考えられるのか。

(答)

次のような形態が考えられる。

- 単独の小規模の介護老人福祉施設
- 本体施設のあるサテライト型居住施設
- 居宅サービス事業所（通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等）や地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所等）と併設された小規模の介護老人福祉施設

これらの形態を組み合わせると、

本体施設＋地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設）
＋併設事業所

といった事業形態も可能である。

(問101) サテライト型居住施設とはどのようなものか。

(答)

サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型介護老人福祉施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する介護老人福祉施設をいう。

(問102) 本体施設とサテライト型居住施設との距離には制限があるのか。

(答)

本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。ここでいう「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね15分以内で移動できることを目安とする。

(問103) サテライト型居住施設を設置するには、本体施設の定員を減らす必要があるのか。

(答)

各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数の範囲内であれば、本体施設の定員を減らす必要はない。

ただし、各都道府県では、同計画の中で、介護老人福祉施設を始めとする介護保険三施設の個室・ユニット化の整備目標を定めていることを踏まえ、サテライト型居住施設の仕組みを活用しながら、本体施設を改修するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。

(問104) 地域密着型介護老人福祉施設には、短期入所生活介護事業所等の居宅サービス事業所や小規模多機能型居宅介護事業所を何か所も併設することができるか。

(答)

地域密着型介護老人福祉施設には、居宅サービス事業所や他の地域密着型サービス事業所を併設することができるが、短期入所生活介護事業所を併設する場合は、施設全体が地域密着型サービスの趣旨に反して過大なものとならないよう、併設する短期入所生活介護事業所の定員は、当該地域密着型介護老人福祉施設の定員を上限とする。

通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等を併設する場合は、特に定員の上限はない。

(問105) 地域密着型特別養護老人ホームの介護職員については、一般の特別養護老人ホームの基準に比べて、何か緩和されるのか。

(答)

通常の介護老人福祉施設では、常時一人以上の常勤の介護職員の配置を必要としているが、地域密着型介護老人福祉施設では、常時一人以上の介護職員でよいこととしており、非常勤の介護職員でも構わない。

(問106) サテライト型居住施設については、どのように人員基準が緩和されるのか。

(答)

サテライト型居住施設は、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として、人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者に対する処遇等が適切に行われることを要件として、医師、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員等をサテライト型居住施設に置かないことができる。

また、生活相談員、看護職員についても、所要の緩和を認めている。

《本体施設（50名）とサテライト型居住施設（20名）の人員配置例》

人員	本体施設	サテライト型居住施設
施設長（管理者）	1名	1名（本体と兼務可）
医師	1名	—
生活相談員	1名（常勤）	1名（常勤換算方法）
介護職員・看護職員	17名 ・ 常時1人以上の常勤の介護職員 ・ 常勤の看護職員2人	7名 ・ 常時1人以上の介護職員 ・ 看護職員は非常勤でもよい（常勤換算方法で1人）
栄養士	1名	—
機能訓練指導員	1名	—
介護支援専門員	1名	—

(問107) サテライト型居住施設の本体施設である介護老人福祉施設の人員基準において、本体施設の入所者数とサテライト型居住施設の入所者数の合計数を基礎として算出するとは、具体的にはどのように行うのか。

(答)

サテライト型居住施設には、医師、介護支援専門員、調理員又は事務員その他の職員を置かないことができる場合があるが、その場合には、本体施設の入所者とサテライト型居住施設の入所者の合計数を基礎として本体施設の当該人員を算出しなければならないことを示したものである。

例えば、本体施設の入所者数を80名、サテライト型居住施設の入所者数を29名とすると、サテライト型居住施設に介護支援専門員を置かない場合には、合計数である109名を基礎として人員を算出するため、

本体施設に2名の介護支援専門員が必要となる。

(問108) 地域密着型介護老人福祉施設に併設事業所がある場合、人員基準はどのように緩和されるか。

(答)

地域密着型介護老人福祉施設に短期入所生活介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ以下のとおり人員基準の緩和を認めている。

《併設事業所と人員基準の緩和》

併設事業所	人員基準の緩和
短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護事業所に置かないことができる人員 ・医師 ・生活相談員 ・栄養士 ・機能訓練指導員 ・調理員その他の従業者
通所介護事業所	通所介護事業所に置かないことができる人員 ・生活相談員 ・機能訓練指導員
認知症対応型通所介護事業所	認知症対応型通所介護事業所に置かないことができる人員 ・生活相談員 ・機能訓練指導員
小規模多機能型居宅介護事業所	地域密着型介護老人福祉施設に置かないことができる人員 ・介護支援専門員

※参考事例

《地域密着型特養（20名）と短期入所生活介護事業所（20名）の併設》

人員	地域密着型特養	短期入所生活介護事業所
施設長（管理者）	1名	1名（特養と兼務可）
医師	1名	—
生活相談員	1名	—
介護職員・看護職員	7名 ※常時1人以上の介護職員	7名
栄養士	1名	—
機能訓練指導員	1名	—
介護支援専門員	1名	—

(問109) 地域密着型特別養護老人ホームの設備基準は、一般の特別養護老人ホームと比較して、どのように緩和されるのか。

(答)

地域密着型介護老人福祉施設では、廊下幅が次のように緩和される。

《地域密着型介護老人福祉施設の廊下幅》

	廊下幅	中廊下
一般の特養	1. 8メートル以上	2. 7メートル以上
地域密着型特養	1. 5メートル以上 ※なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、円滑な往来に支障がないときは、これによらないことができる。（建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内）	1. 8メートル以上

また、サテライト型居住施設については、次のように設備基準が緩和される。

○ 調理室

本体施設の調理室で調理する場合で、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りる。

○ 医務室

医務室は必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の
一部改正について（改正点の概要）

I 基本的な考え方

（1）介護保険制度との関係の整理

養護老人ホーム入所者が有する介護ニーズに対して、介護保険サービスにより対応することを基本とする職員配置等の見直しを行うとともに、居宅サービス事業者等との連携を強化する。

（2）ソーシャルワーク機能の強化

養護老人ホームの大きな役割である生活支援ニーズへの対応強化を図るため、生活相談員の増員や運営規定の見直しを行う。

（3）運営規定等の整備

非常災害対策や感染症対策等、見直しを要する箇所について、特別養護老人ホーム並びに修正。

II 改正の主な内容

1. 職員配置関係（第12条）

ア 名称の変更

生活指導員 生活相談員
介護職員 支援員

イ 配置職員数の変更（第1項）

生活相談員、支援員、看護職員
（別表参照）

○生活指導員、介護職員、
看護職員の総数
入所者の数を9.3で除して
得た数以上



○生活相談員
入所者数に対して30：1以上
○支援員
一般入所者数に対して15：1以上
○看護職員
入所者数に対して100：1以上

※経過措置有り

ウ 勤務形態（第1項第3号、第4号、第5号）

（生活相談員、支援員、看護職員）

常勤 ⇨ 常勤換算

エ 医師の常勤要件（第1項1号）

定員111人以上の施設は常勤 ⇨ 定員規模を問わず非常勤可
※協力病院を設けることを規定
（第25条）

オ 今回新たに位置づけられた規定

- ・主任生活相談員及び主任支援員の配置（第1項3号及び4号）
- ・外部サービス利用型特定施設の指定を受けた場合の職員配置（第6項）
- ・「盲（聴）養護老人ホーム」の職員配置（第9項）
- ・夜勤職員の設置を明記（第10項）

2. 居室定員の見直し（第13条）

・居室の定員

原則として2人以下 ⇨ 1人（処遇上必要と認められる場合は2人）
※経過措置有り

3. 居室面積の見直し（第11条）

・入所者1人あたりの床面積

収納設備を除き、3.3㎡以上 ⇨ 10.65㎡以上
※経過措置有り

4. 運営規定の見直し

（1）特養ベースへの改正

- ・基本方針（第2条）
- ・管理規程（第7条）
- ・記録の整備（第9条）
- ・防災設備（第11条第1項）
- ・入退所における努力規定（第14条）
- ・処遇計画の作成（第15条）
→生活相談員の職務として規定（第1項）
- ・処遇方針（第16条）
- ・生活相談等（第18条）

- ・施設長及び生活相談員の責務（第21条、第22条）
- ・勤務体制の確保（第23条）
- ・衛生管理（第24条）
- ・秘密保持（第26条）
- ・苦情対応（第27条）
- ・地域との連携（第28条）
- ・事故発生の防止等（第29条）

（2）養護老人ホーム独自の規定

- ・入退所（第14条第5項）
 - 入所者の退所後においても相談援助に努めることを規定
- ・居宅サービスの利用（第19条）
 - 「入所者が要介護状態等となった場合に、適切な居宅サービスを受け
ることができるよう、必要な措置を講じる」ことを規定

(別表) 養護(盲)老人ホーム定員規模別職員配置基準(案)

1. 養護老人ホーム

現 行

(単独設置)

定員 階級区分	職 種	施設 長	事務 員	主任 生活 員	指導 生活 員	主 任 介 護 員	介 護 員	看護 士	栄養 士	調理 員等	医 師
50 以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
51 ~ 60	1	1	1	1	1	1	4	1	1	4 (1)	(1)
61 ~ 70	1	1	1	1	1	1	5	1	1	4 (1)	(1)
71 ~ 80	1	2	1	1	1	1	7	1	1	4 (1)	(1)
81 ~ 90	1	2	1	1	1	1	8	1	1	4 (1)	(1)
91 ~ 100	1	2	1	1	1	1	9	1	1	4 (1)	(1)
101 ~ 110	1	2	1	1	1	1	10	1	1	4 (1)	(1)
111 ~ 120	1	2	1	1	1	1	10	1	1	4	1
121 ~ 130	1	2	1	1	1	1	11	1	1	4	1
131 ~ 140	1	2	1	1	1	1	12	2	1	4	1
141 ~ 150	1	2	1	1	1	1	13	2	1	5	1
151 ~ 160	1	2	1	1	1	1	14	2	1	5	1
161 ~ 170	1	2	1	1	1	1	15	2	1	5	1
171 ~ 180	1	2	1	1	1	1	15	2	1	5	1
181 ~ 190	1	2	1	1	1	1	16	2	1	5	1
191 ~ 200	1	2	1	1	1	1	17	2	1	5	1
201 ~ 210	1	3	1	1	1	1	18	2	1	6 (1)	1
211 ~ 220	1	3	1	1	1	1	19	2	1	6 (1)	1
221 ~ 230	1	3	1	1	1	1	20	3	1	6 (1)	1
231 ~ 240	1	4	1	1	1	1	21	3	1	6 (1)	1
241 ~ 250	1	4	1	1	1	1	22	3	1	6 (1)	1
251 ~ 260	1	4	1	1	1	1	23	3	1	6 (1)	1
261 ~ 270	1	4	1	1	1	1	23	3	1	6	1
271 ~ 280	1	4	1	1	1	1	24	3	1	6	1
281 ~ 290	1	5	1	1	1	1	25	3	1	6	1
291 ~ 300	1	5	1	1	1	1	26	3	1	6	1
500 人	1	8	1	2	1	1	44	5	1	8	1

改 正 案

(共通職員)

入所 者	職 種	施設 長	看護 士	栄養 士	医 師	その 他
20	人	人	人	人	人	人
30	1	1	1	1	1	1
40	1	1	1	1	1	1
50	1	1	1	1	1	1
60	1	1	1	1	1	1
70	1	1	1	1	1	1
80	1	1	1	1	1	1
90	1	1	1	1	1	1
100	1	1	1	1	1	1
110	1	2	1	1	1	1
120	1	2	1	1	1	1
130	1	2	1	1	1	1
140	1	2	1	1	1	1
150	1	2	1	1	1	1
160	1	2	1	1	1	1
170	1	2	1	1	1	1
180	1	2	1	1	1	1
190	1	2	1	1	1	1
200	1	2	1	1	1	1
210	1	3	1	1	1	1
220	1	3	1	1	1	1
230	1	3	1	1	1	1
240	1	3	1	1	1	1
250	1	3	1	1	1	1
260	1	3	1	1	1	1
270	1	3	1	1	1	1
280	1	3	1	1	1	1
290	1	3	1	1	1	1
300	1	3	1	1	1	1
500	1	5	1	1	1	1

(単独設置)

入所 者	職 種	主任 生活 員	相 談 員	生 活 員	主 任 介 護 員	支 援 員
20	人	人	人	人	人	人
30	1	0	1	1	1	1
40	1	0	1	1	1	1
50	1	1	1	1	2	3
60	1	1	1	1	3	3
70	1	2	1	1	4	4
80	1	2	1	1	5	5
90	1	2	1	1	5	5
100	1	3	1	1	6	6
110	2	2	1	1	7	7
120	2	2	1	1	7	7
130	2	3	1	1	8	8
140	2	3	1	1	9	9
150	2	3	1	1	9	9
160	2	4	1	1	10	10
170	2	4	1	1	11	11
180	2	4	1	1	11	11
190	2	5	1	1	12	12
200	2	5	1	1	13	13
210	3	4	1	1	13	13
220	3	5	1	1	14	14
230	3	5	1	1	15	15
240	3	5	1	1	15	15
250	3	6	1	1	16	16
260	3	6	1	1	17	17
270	3	6	1	1	17	17
280	3	7	1	1	18	18
290	3	7	1	1	19	19
300	3	7	1	1	19	19
500	5	12	1	1	33	33

(特定施設)

入所 者	職 種	主任 生活 員	相 談 員	生 活 員
20	人	人	人	人
30	0	0	0	0
40	1	0	0	0
50	1	0	0	0
60	1	0	0	0
70	1	1	1	1
80	1	1	1	1
90	1	1	1	1
100	1	2	1	2
110	2	1	1	2
120	2	1	1	2
130	2	2	1	2
140	2	2	1	2
150	2	2	1	2
160	2	3	1	3
170	2	3	1	3
180	2	3	1	3
190	2	4	1	4
200	2	4	1	4
210	3	3	1	3
220	3	4	1	4
230	3	4	1	4
240	3	4	1	4
250	3	5	1	5
260	3	5	1	5
270	3	5	1	5
280	3	6	1	6
290	3	6	1	6
300	3	6	1	6
500	5	11	1	5

一般 入所者	職 種	主任 生活 員	支 援 員
20	人	人	人
30	1	1	1
40	1	1	1
50	1	2	3
60	1	3	3
70	1	4	4
80	1	5	5
90	1	5	5
100	1	6	6
110	1	7	7
120	1	7	7
130	1	8	8
140	1	9	9
150	1	9	9
160	1	10	10
170	1	11	11
180	1	11	11
190	1	12	12
200	1	13	13
210	1	13	13
220	1	14	14
230	1	15	15
240	1	15	15
250	1	16	16
260	1	17	17
270	1	17	17
280	1	18	18
290	1	19	19
300	1	19	19
500	1	33	33

2. 盲老人ホーム

現 行

(単独設置)

定員 階級区分	職 種	施設 長	事務 員	主任 生活 員	指導 生活 員	主 任 介 護 員	介 護 員	看護 士	栄養 士	調理 員等	医 師	介 助 員
50 以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
51 ~ 60	1	1	1	1	1	1	8	2	1	4 (1)	(1)	1
61 ~ 70	1	1	1	1	1	1	10	2	1	4 (1)	(1)	1
71 ~ 80	1	1	1	1	1	1	11	2	1	4 (1)	(1)	1
81 ~ 90	1	1	1	2	1	1	13	2	1	4 (1)	(1)	1
91 ~ 100	1	1	1	2	1	1	15	2	1	4 (1)	(1)	1
101 ~ 110	1	1	1	2	1	1	15	2	1	4 (1)	(1)	1
111 ~ 120	1	1	1	2	1	1	17	2	1	4	1	1
121 人以上	1	1	1	2	1	1	19	2	1	4	1	1

改 正 案

(共通職員)

入所 者	職 種	施設 長	看護 士	栄養 士	医 師	その 他
20	人	人	人	人	人	人
30	1	2	1	1	1	1
40	1	2	1	1	1	1
50	1	2	1	1	1	1
60	1	2	1	1	1	1
70	1	2	1	1	1	1
80	1	2	1	1	1	1
90	1	2	1	1	1	1
100	1	2	1	1	1	1
110	1	3	1	1	1	1
120	1	3	1	1	1	1
130	1	3	1	1	1	1

(単独設置)

入所 者	職 種	主任 生活 員	相 談 員	生 活 員	主 任 介 護 員	支 援 員
20	人	人	人	人	人	人
30	1	1	1	1	1	3
40	1	1	1	1	1	4
50	1	2	1	1	1	5
60	1	2	1	1	1	6
70	1	3	1	1	1	7
80	1	3	1	1	1	9
90	1	3	1	1	1	10
100	1	4	1	1	1	11
110	2	3	1	1	1	13
120	2	3	1	1	1	15
130	2	4	1	1	1	17

(特定施設)

入所 者	職 種	主任 生活 員	相 談 員	生 活 員
20	人	人	人	人
30	1	0	0	0
40	1	0	0	0
50	1	1	1	1
60	1	1	1	1
70	1	2	1	2
80	1	2	1	2
90	1	2	1	2
100	1	3	1	3
110	2	2	1	2
120	2	2	1	2
130	2	3	1	3

一般 入所者	職 種	主任 生活 員	支 援 員
20	人	人	人
30	1	1	3
40	1	1	4
50	1	5	5
60	1	7	7
70	1	9	9
80	1	10	10
90	1	11	11
100	1	13	13
110	1	13	13
120	1	15	15
130	1	17	17

改 正 案	現 行
（この省令の趣旨） 第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。 （基本方針） 第二条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。 2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて処遇を行うよう努めなければならない。 3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （構造設備の一般原則） 第三条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。	（この省令の趣旨） 第一条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。 （基本方針） 第二条 養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。 （構造設備の一般原則） 第三条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

改 正 案	現 行
（設備の専用） 第四条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 （職員の資格要件） 第五条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 （職員の専従） 第六条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもつて充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 （管理規程） 第七条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の管理についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、数及び職務の内容 三 入所定員 四 入所者の処遇の内容 五 施設の利用に当たつての留意事項 六 非常災害対策	（設備の専用） 第四条 養護老人ホームの設備は、もつぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 （職員の資格要件） 第五条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 （職員の専従） 第六条 養護老人ホームの職員は、もつぱら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもつて充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。 （管理規程） 第七条 養護老人ホームは、入所者に対する処遇方法、入所者が守るべき規律その他施設の管理についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

七 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第八条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しておかなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第九条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 入所者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第十条 養護老人ホームは、二十人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、十人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第十一条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

ただし、都道府県知事が、火災の予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、火災の際の入所者に係る必要な安全性が確保されており、かつ、適切な火災の予防及び消火活動を行うことが可能であると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用又は調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報装置の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送が容易に行えるのに十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること又は配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室

(非常災害対策)

第八条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第九条 養護老人ホームは、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(規模)

第十条 養護老人ホームは、五十人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、二十人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第十一条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室

2 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

六	洗面所
七	便所
八	医務室
九	調理室
十	宿直室
十一	職員室
十二	面談室
十三	洗濯室又は洗濯場
十四	汚物処理室
十五	盥安室
十六	前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
3	前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一	居室
イ	地階に設けてはならないこと。
ロ	入所者一人当たりの床面積は、一〇・六五平方メートル以上とすること。
ハ	一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
ニ	入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
二	静養室
イ	医務室又は職員室に近接して設けること。
ロ	原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(経過措置)
この省令の施行の際現に存する又は存するものとみなすことができる養護老人ホームについては、なお、従前の例によることができる。

ハ	イ及びロに定めるもののほか、前号イ、ハ及びニに定めるところによること。
三	洗面所
四	便所
五	医務室
六	調理室
七	職員室
八	居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
九	入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
十	居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
十一	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
十二	介護職員室
十三	居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
十四	前二項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
十五	一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
十六	二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
十七	三 階段の傾斜は、ゆるやかにすること。

(職員の配置の基準)

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。

六	洗面所
七	便所
八	医務室
九	調理室
十	事務室
十一	宿直室
十二	介護職員室
十三	面接室
十四	洗濯室又は洗濯場
十五	汚物処理室
十六	盥安室
3	前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一	居室
イ	地階に設けてはならないこと。
ロ	入所者一人当たりの床面積は、 <u>収納設備等を除き</u> 、三・三平方メートル以上とすること。
ハ	一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
ニ	入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
二	静養室
イ	医務室又は介護職員室に近接して設けること。
ロ	原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
ハ	イ及びロに定めるもののほか、前号イ、ハ及びニに定めるところによること。
三	洗面所
四	便所

五	居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
六	入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
七	居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
八	前二項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
九	一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
十	二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
十一	三 階段の傾斜は、ゆるやかにすること。

(職員の配置の基準)

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 生活相談員
- ア 常勤換算方法で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上
- イ アに定める職員のうちから、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上の主任生活相談員を置くものとする。
- 四 支援員
- ア 常勤換算方法で、一般入所者（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を利用していない入所者をいう。以下同じ。）の数が十五又はその端数を増すごとに一以上
- イ アに定める職員のうちから、一名を主任支援員とする。
- 五 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 六 栄養士 一以上
- 七 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数
- （経過措置）
- この省令の施行の際現に存する養護老人ホームは、平成十九年三月三十一日までは、生活相談員、支援員及び看護職員の総数については、なお、従前の例によることができる。
- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に設置する場合には、推定数による。
- 3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者で

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 介護職員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員
- 2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を九・三で除して得た数以上とする。

- なければならぬ。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 第一項第三号に規定する生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、外部サービス利用型指定特定施設及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができる。
- 6 外部サービス利用型指定特定施設及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設である養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数は、第一項第三号アの規定により置くべき生活相談員の員数から、常勤換算方法で、一を減じたものとする。
- 7 第一項第四号の支援員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第五号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 9 視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が、養護老人ホームの定員の七割を超える場合には、第一項第三号、第四号及び第五号にかかわらず、次に掲げる職員数を置かなければならない。
- 一 生活相談員 第一項第三号アの規定により置くべき職員数に常勤換算方法で一を加えた数以上
- 二 支援員 常勤換算方法で、一般入所者の数に応じ別表に定める数以上
- 三 看護職員 常勤換算方法で、入所者の数が百までは二以上、それ以上百又はその端数を増すごとに一を加えた数以上
- 四 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の支援員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

（居室の入所人員）

（居室の入所人員）

第十三条 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、二人とすることができる。

(経過措置)

この省令の施行の際現に存する又は存するものとみなすことができる養護老人ホームについては、なお、従前の例によることができる。

(入退所)

第十四条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第十五条 養護老人ホームの管理者は、生活相談員に入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成に関する業務

を担当させるものとする。

2 生活相談員は、処遇計画の作成に当たっては、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、行わなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第十六条 養護老人ホームは、入所者について、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事)

第十七条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

第十三条 一の居室に入所させる人員は、原則として二人以下とする。

(給食)

第十四条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(生活相談等)

第十八条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭におきつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

8 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第十九条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態及び同条第二項に規定する要支援状態をいう。）になった場合

(生活指導等)

第十七条 養護老人ホームは、入所者に対し、生活の向上のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、その身体的及び精神的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のため措置を講じなければならない。

4 一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理等)

第二十条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第二十一条 養護老人ホームの施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十四条から第二十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第二十二条 生活相談員は、第十五条に規定する業務に当たるとともに、それに則った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画等（介護保険法第八条第二十一項に定める居宅サービス計画及び同法第八条の二第十八項に定める介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業者等（同法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。）と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(健康管理)

第十五条 入所者については、その入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

- 二 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
- 三 第二十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、養護老人ホームに生活相談員が置かれていない場合は、主任支援員が同項に掲げる業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

- 第二十三条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかねばならない。
- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなねばならない。
- 3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなねばならない。

(衛生管理等)

- 第二十四条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わねばならない。
- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなねばならない。
 - 一 当該養護老人ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、

生活相談員を置かない場合とは、定員三十人以下で、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けているとき。

(衛生管理等)

- 第十六条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わねばならない。
- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなねばならない。

- 定期的開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該養護老人ホームにおける感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 四 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

- 第二十五条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかねばならない。
- 2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなねばならない。

(秘密保持等)

- 第二十六条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 養護老人ホームは、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなねばならない。

(苦情への対応)

- 第二十七条 養護老人ホームは、その行つた処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなねばならない。
- 2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦

(苦情への対応)

- 第十八条 養護老人ホームは、その行つた処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなねばならない。
- 2 養護老人ホームは、その行つた処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を

情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第二十八条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第二十九条 養護老人ホームは、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した

行わなければならない。

3 養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

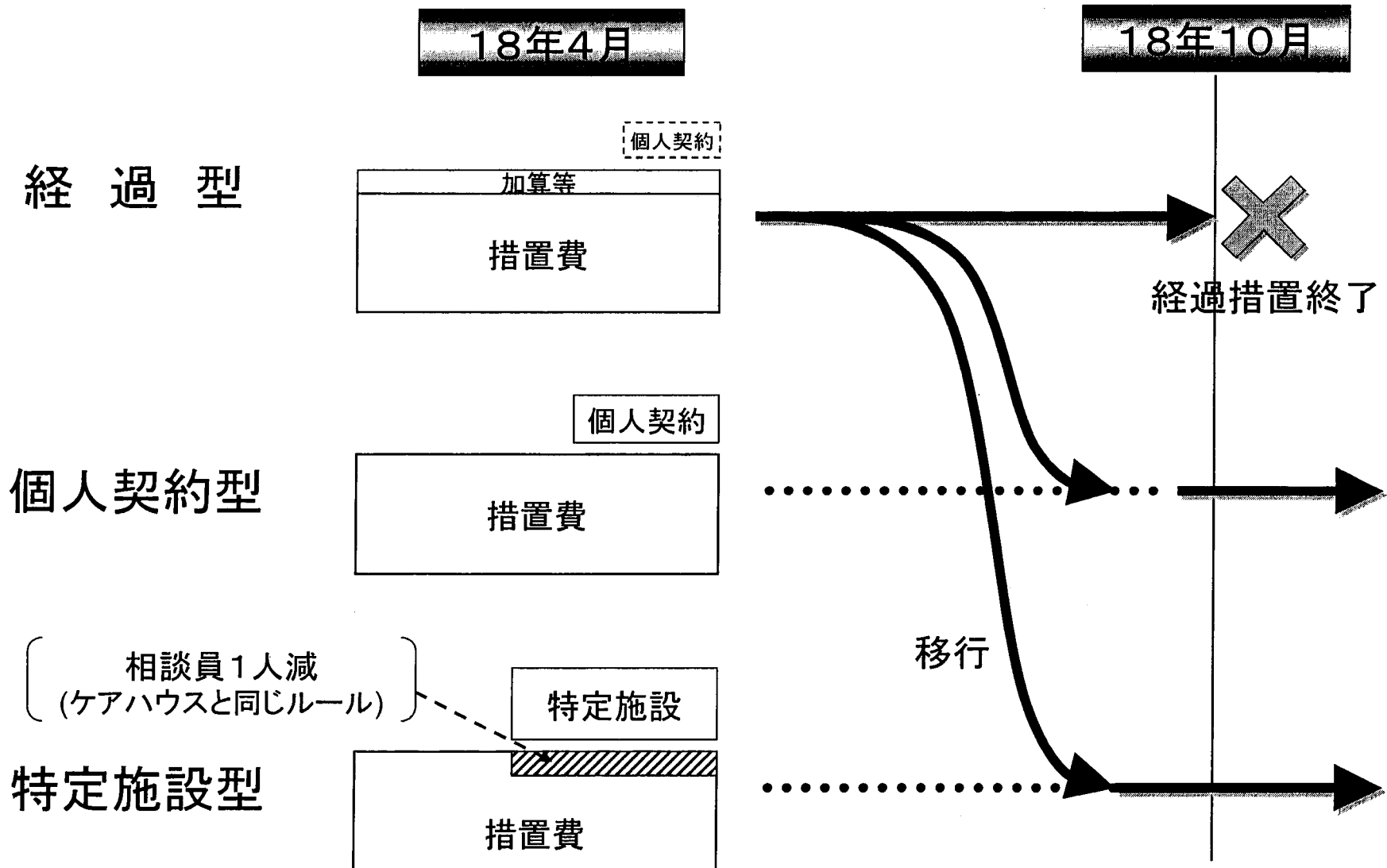
4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

別表

一般入所者数	置くべき数
二十以下	四人
二十一～三十	五人
三十一～四十	六人
四十一～五十	七人
五十一～六十	八人
六十一～七十	十人
七十一～八十	十一人
八十一～九十	十二人
九十一～百	十四人
百一～百十	十四人
百十一～百二十	十六人
百二十一～百三十	十八人
百三十一以上	十八人以上入所者の数が百三十以上又はその端数を増すごとに一を加えた数。

18年4月以降の措置費の取扱いについて

- 外部サービス利用型特定施設の指定を受けない養護老人ホームについては、平成18年9月30日までの間は、経過的に、平成17年度の措置費体系を適用することができることとする。（国の技術的助言としての対応）



地域包括支援センター・介護予防支援関係 Q & A

問 1

介護予防支援業務について地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が、利用者からの利用申し込みの受付・契約締結事務を行うことは可能か。

(答)

- 契約締結主体はあくまでも地域包括支援センターであり、当該契約についての責任を地域包括支援センターが負うのであれば、事務処理の効率化を図る観点から、市町村の判断の下、当該事務を居宅介護支援事業所に行わせることも差し支えない。

問 2

地域包括支援センターが介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に委託した場合の委託費を、国民健康保険団体連合会から直接、当該居宅介護支援事業所に支払うこととしてもよい。

(答)

- 介護報酬である「介護予防支援費」の請求者は、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターである。ただし、地域包括支援センターの事務処理の合理化の観点から、地域包括支援センター、国保連、委託先の居宅介護支援事業所の3者が合意の上、地域包括支援センターによる適切な関与の下に介護予防支援業務に影響がないのであれば、委託費の支払いについて直接、国保連から委託先の居宅介護支援事業所に支払うことも差し支えない。

問 3

介護予防支援事業所である地域包括支援センターにおいて介護予防支援業務を行うのは、保健師でなくともよいのか。保健師でなくともよいとすれば、どのような条件を満たせば当該業務に従事できるのか。

(答)

- 介護予防支援事業所の指定基準上、介護予防支援業務を行う人員要件として、「保健師その他介護予防支援に関する知識を有する担当職員」とされている。
- その具体的な内容として、次の者を対象とすることとしており、この点については、解釈通知において明確化する。
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士
 - ・経験ある看護師
 - ・高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

問 4

地域包括支援センターの業務効率化の観点から、給付管理業務などケアマネジメントの内容にかかわらない業務について、事務職員に担当させることは可能か。

(答)

- アセスメントやプラン作成など、専門性が求められるケアマネジメントの業務については、資格要件を満たす専門職員により実施されることが求められるが、一方、給付管理業務など事務的な業務については、こうした資格は不要であり、事務職員が処理することとしても差し支えない。

問5

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが確保できないが、経過措置の緩和はなされるのか。

(答)

○ 地域包括支援センター人員配置基準の経過措置については、介護保険法施行規則（省令）附則において規定されることがされており、これまでのQ & Aで示しているところであるが、全国における施行準備の状況にかんがみ、

① 原則としてケアマネリーダー研修を修了し、ケアマネジャーとしての実務経験を有し、かつ、ケアマネジャーの相談対応や地域のケアマネジャーへの支援等に関する知識及び能力を有している者とするが、

② 18年度に限っての特例措置として、ケアマネリーダー研修が未修了であっても、18年度中に主任ケアマネジャー研修を受講することを条件として、すでに、地域包括支援センター職員研修又はケアマネジャー現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）を修了し、ケアマネジャーとしての実務経験を有する者

であれば、主任ケアマネジャー相当の者としての配置を経過措置として認めることとする。

介護保険事業者指定等Q & A

(注) このQ & Aは、現時点の検討状況を基に作成したものであり、今後、修正等があり得ることについてご留意いただきたい。

(介護サービス事業者の指定関係)

問1)

介護保険法（平成12年4月1日）施行以前に、既に指定を受けていた事業者については、指定の有効期間の起算日はいつになるのか。

答)

平成12年4月1日とする。

問2)

「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」において、既存の指定事業者は平成18年3月末までに、役員等情報を把握の上、本システムに登録する必要があるのか。

答)

介護保険法が改正され、平成18年4月からの施行により、新たに事業者の役員等情報を把握の上、本システムに登録することが必要となる。現在、指定を受けている事業所については、4月より本システムを円滑に運用する為、本年3月末までに現状の役員等情報を把握の上、本システムに登録願いたい。ただし、事務量等を勘案し、本年3月末までの登録が困難である場合は、4月以降引き続き、随時本システムに登録して頂き、最終的には平成19年3月31日までをもって、登録を完了するものとする。

問3)

指定事業者における法第70条第2項第6号に規定する「役員等」はどこまでの範囲を指すのか。

答)

法人である場合は、①役員及び②その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人が対象となる。

①については

A 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

(例 医療法人→医療法第46条の2に規定される役員、社会福祉法人→社会福祉法第36条で規定される役員、株式会社→商法で規定される取締役等、有限会社→有限会社法で規定される社員(有限責任、無限責任の区別はしない。))

B 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、Aの者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者(法人の経営に対する支配力の程度については、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断していただきたい。)

が対象となる。

なお、法人でない病院等の場合は、医療法及び薬事法に規定する管理者が対象となる。

問4)

指定事業者における「その事業者を管理する者その他の政令で定める使用人」の範囲とはどこまでを指すのか。

答)

指定事業所における基準省令上の「管理者」(病院等においては当該病院の管理者)である。

問5)

健康保険法に基づく保険医療機関・保険薬局の指定があったときに、特例として、一定の在宅サービスについて指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされた事業者(介護保険法第71条・72条)、及び平成12年法施行時にみなし指定された事業者(介護保険法施行法第4条)についても、更新申請の対象となるのか。

答)

介護保険法第71条、第72条及び介護保険施行法第4条の規定により指定があったものとみなされた事業者については、指定の規定が更新についても準用されており改正法第70条の2における指定の更新について適用しないこととする。

したがって、介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムにおいても当該事業者における情報の把握、登録は必ずしも必要としないこととする。

ただし、本システム稼働後において、事業所取り消し等が生じた場合は、役員等情報を随時入力することとなるので留意されたい。

問6)

指定取消処分を受けた事業所と同一法人経営の事業所において、介護サービス等について不正又は著しい不当な行為がなくても、①指定取消等ができるのか②又新たに、当該法人が、別の事業所で指定居宅サービスの指定申請をした場合には、指定できるのか。

答)

①指定居宅サービスの指定が取消された事業所の経営法人が、経営する他の事業所で、指定居宅サービスを行っている場合は、指定居宅サービスについて指定取消等を行うことが出来る（法人の役員等が通常同じであるため）。

ただし、当該法人が行う指定居宅サービス以外のサービスについては、当該法人又は役員等が、介護保険サービスに関し不正又は著しい不当な行為した場合には指定取消等を行うことができる。

②指定居宅サービスの指定が取り消された事業所の経営法人が、新たに、別の事業所で指定居宅サービスの指定申請をした場合には、指定をしてはならない。

問7)

指定更新申請について、申請を受け付けた際に指定申請と同様に立入検査を行う必要があるのか。

答)

更新制の導入は、指定事業者の基準の遵守状況等を定期的に確認するため、指定の効力に6年の有効期間を設けられたところである。更新申請時には、指定申請と同様に立入検査を行うことが原則であるが、更新時まで立入検査を行っていた場合等についてはこの限りではなく、各サービス及び事業者等の個別の事例に応じて適切に対応されたい。

問8)

平成18年4月1日以降、指定更新をむかえる事業者について、各都道府県における指定更新申請の受付期間に定めはあるのか。

答)

政省令において、特段、規定を設けることはしないが、各都道府県にお

いて、指定更新をむかえる事業者に対して、更新手続等に関して周知する等適切に対応していただきたい。

問9)

改正法施行日（平成18年4月1日）前に受けた指定取り消し等の処分が、施行日後、事業者の指定、更新、取消等の欠格事由及び取消要件について適用されるかどうか。

答)

改正介護保険法において、過去5年間の処分等を指定の欠格要件及び取消要件としているが、これは改正法施行以降、適正に介護サービスの提供を行わせることを目的としたものであり、改正法施行日前に受けた処分等は、施行日後の事業者の指定、指定更新及び指定取消等において適用しないこととする予定である。

問10)

平成14年3月31日以前に指定を受けた事業者は、いつ更新を行うのか。

答)

平成14年3月31日以前に指定を受けた事業者については、平成20年3月31日までを指定の効力の有効期間とし、それまでに更新を行い、平成14年4月1日以降に指定を受けた事業者については、当該指定日から6年を経過する日までに更新を行うこととする予定である。

問11)

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントに係る報酬を国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に請求するためには、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）の指定が必要と思われるがどのように行ったらよいか。

また、指定する際の事業所番号の付番はどのようにしたらよいか。

答)

地域包括支援センター設置の際に、市町村長に届け出た事項については、指定介護予防支援事業者の指定時には届出を不要とする等、事務の簡素化を検討している。

付番については、地域密着型サービス事業所と同様に都道府県において

付番するものとし、国保連への事業所情報についても、都道府県を経由して行うものとする。(地域密着型サービス事業所については、指定及び変更時の都道府県への届出義務があること(改正法第78条の2第2項、改正法第78条の10)及び現行の基準該当サービス事業所の情報を含めた事務手続きを統一化すべきであること等を勘案し、このような取扱いとすることとしたもの。)

なお、事業所番号の付番は別紙のとおりに行うものとする。

問12)

介護予防サービス事業所の指定事務と事業所番号の付番はどのように行ったらよいか。

答)

介護予防サービス事業所の指定は都道府県が行うこととなっており、既存の事業者については、現行の事業者番号をそのまま使用するものとし、その事業者が提供するサービス種類のみを登録するものとする。なお、新規の事業者については、一般の介護保険サービス事業者と同様に付番を行う。

問13)

既に法第72条の規定により指定があったとみなされる居宅サービス事業所が、介護予防サービスを行う場合には指定申請は必要か。

介護老人保健施設・介護療養型医療施設については、改正法附則第10条第1項の規定により、施行日(平成18年4月1日)において、指定または許可を受けたものとみなされることとなる。

したがって、当該事業者は、法第115条の10において準用する法72条の規定により、施行日において介護予防サービス事業者として指定を受けたものとみなされることとなることから、介護予防サービスの指定申請は不要である。

問14)

指定の欠格事由に係る規定にあたる「不正又は著しく不当な行為」とはどのようなものか。

答)

勧告、改善命令を過去に受けたことのみをもって、不正又は著しく不当な行為に必ずしも該当するものではないが、当該指定に係るサービス以外のサービスにおいて悪質な違反に基づいて取消しを受けていた場合や、改善命令に従わずに複数回に渡り指導等を受けているような場合などが該当すると考えられるが、いずれにせよ、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断されたい。

問15)

更新申請の際に、一時的に欠員が生じ、人員基準を満たしておらず、減算請求の対象となっている場合、更新されないという判断でよいか。

答)

人員欠如による減算請求の対象となっている場合に、今後指定基準を遵守する為に改善を行うことが見込まれる場合等であれば、更新を行っても差し支えない。いずれにせよ、指定基準の主旨を踏まえ、都道府県において個別の事例に応じて適切に対応していただきたい。

問16)

既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、現存の事業規模のまま介護予防サービス事業者の指定を受ける場合において、申請に当たり必要となる書類とは何か。

答)

先般の全国介護保険・老人保健事業担当課長会議(平成17年12月19日)において、「介護予防サービス事業者の指定基準等に係るQ & A」の中で、申請に当たり必要となる書類については、簡素化を図る考えをお示したところである。提出する書類の一つとして「欠格事由に該当しない旨の誓約書」(以下「誓約書とする。))が考えられるが、平成18年4月1日付けで、既存事業者が、現存の事業規模のまま介護予防サービス事業者の指定を受ける場合に限っては、改正法施行前に受けた処分等は適用しない(問10参照)以上、誓約書については必要ないとする。

(介護予防サービス事業者の指定関係)

問 17)

介護予防サービス事業者に係る正式な指定基準はいつ公布されるのか。

答)

改正介護保険法を踏まえた介護予防サービス事業者に係る指定基準については、3月中旬(13日頃)に公布することを予定している。

問 18)

正式な指定基準の施行日前に介護予防サービス事業者の指定を行うことは可能か。

答)

介護予防サービス事業者の指定については、改正後の介護保険法附則第15条の規定(事前準備行為に係る規定)に基づき、平成18年4月の改正法の施行前に行うことは可能である。

したがって、各都道府県等においては、正式な指定基準が公布され次第、速やかに指定ができるよう、現時点において配布されている指定基準案及び改正後の介護保険法施行規則案の内容に基づき、そのための準備(事業者への説明、申請書の提出等)を進められたい。

問 19)

正式な指定を行う前に、WAM-netに登録したり、市町村に情報提供したりすることが認められるか。(これが認められないと、市町村が利用者に周知したり、地域包括支援センターやその委託を受けた居宅介護支援事業者が介護予防ケアプランを作成することに支障を生じる。)

答)

3月中に介護予防ケアプランを作成する必要がある利用者もいることから、指定を受けることが予定される事業者に関する情報については、正式な指定を待つことなく、迅速に情報提供されたい。

(居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の体制加算届出関係)

問 20)

訪問通所系サービスに係る加算について、4月1日から算定を予定する事業所は、例年どおり、前月(3月)の15日までに届出させる必要があるか。(制度改正に伴い、必ずしも15日までに届出することが困難であると想定されることから、若干の猶予が必要ではないか。)

答)

訪問通所系サービスに係る加算の体制届出については、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、加算を算定する前月の15日までに行うこととしているところであるが、制度改正の円滑な施行を図る観点から、4月1日からの加算に係る体制届出については、例外的に3月25日までに届出を行えば算定を開始することが可能な取扱いとする。

各都道府県・市町村においては、管内の居宅介護支援事業所等にその旨情報提供されたい。

問 21)

介護予防サービス事業者に係る加算に係る体制届出は、正式な指定に先立って受理し、国保連に情報伝達することは可能か。

答)

3月中に介護予防ケアプランを作成する必要がある利用者もいることから、できる限り速やかな指定に努めていただくとともに、正式な指定に至らない場合であっても、指定を受けることが予定される事業者からの加算に係る体制届出については、国保連に対して速やかに情報提供されたい。

事業所番号(10桁)について

①	②	③	④	⑤
□	□	□	□	□

- ① 都道府県コード
 ② 事業所区分コード
 ③ 郡市区コード
 ④ 郡市区内連番
 ⑤ チェックデジット(モジュラス10方式)

- 0 地域包括支援センター
 1 保険医療機関(医科)
 2 (設定なし)
 3 保険医療機関(歯科)
 4 保険医療機関(薬科)
 5 老人保健施設
 6 訪問看護ステーション
 7 一般事業所
 8 基準該当事業所
 9 地域密着型サービス事業所

※ チェックデジットの考え方

事業所番号の先頭から9桁を使用し、モジュラス10ウェイト2・1分割(M10W21)方式により設定する。

チェックデジットを除いた部分の右端桁から、交互に2、1、2、1の繰り返して重みを付け各桁の積を加算する。積が2桁になる場合は2桁を独立の桁の数字に扱う。その和を10で割り、余りを10から引いた残りをチェックデジットとする。

(計算例)

「1 1 0 1 1 1 1 1 1」の場合

× × × × × × × × ×
 2 1 2 1 2 1 2 1 2

$$2+1+0+1+2+1+2+1+2=12$$

$$12 \div 10 = 1 \text{ 余り } 2$$

$$10 - 2 = 8 \quad \text{----- チェックデジット}$$

※余りが「0」の場合はチェックデジットは「0」となる。

事業所番号 = 1 1 9 1 1 1 1 1 1 8

介護保険条例参考例(改訂案)について

平成18年4月施行に関する介護保険条例の改正準備作業の参考に供するため、平成18年1月24日付け介護制度改革 INFORMATION vol.52 において「介護保険条例参考例(案)」をお示ししているが、3月1日公布予定の「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令案」の審査状況等を反映した改訂案を今回お示しする。

なお、介護保険条例参考例の確定版については、上記の一部改正政令の公布後、速やかに発出することを予定している。

【介護制度改革 INFORMATION vol.52 からの修正箇所】

- 第15条 … (上段) 括弧書き「※令第三十九条第一項第六号を更に区分する場合」第5号口、第6号口及び第7号口における「第一号イ(1)」を「第一号イ((1)に係る部分を除く。)」とする。
- 第17条 … (下段) 第3項中「(第一項に規定する者を除く。)」を削る。
- 第23条及び第24条
… (上段及び下段) 第1項第4号中「踏霜害等」を「凍霜害等」とする。
- 第27条 … (上段) 「、第三十三条の三第一項後段」を「、法第三十三条の三第一項後段」とする。
- 附則第2条… 保険料の適用に係る経過措置規定の追加。
- 附則第3条…
 - ・ 第1項柱書き中「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」を「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」とし、「附則第A条各号」を「附則第四条第一項第一号又は第二号」とする。
 - ・ 第1項第1号中「地方税法」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とする。
 - ・ 第2項柱書き中「附則第A条各号」を「附則第四条第一項第三号又は第四号」とする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
*を付した条項は、全ての市町村において定める必要がないもの。 目次 第一章 この市（区、町、村）が行う介護保険（第一条） 第二章 介護認定審査会（第二条―第三条） 第三章 保険給付（第四条―第十二条） 第四章 保健福祉事業（第十三条―第十四条） 第五章 保険料（第十五条―第二十五条） 第六章 罰則（第二十六条―第三十条） 附則 第一章 この市（区、町、村）が行う介護保険（この市（区、町、村）が行う介護保険） 第一条 この市（区、町、村）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第二章 介護認定審査会（介護認定審査会の委員の定数） 第二条 何市（区、町、村）介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、何人とする。 （規則への委任） 第三条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に關し必要な事項は、規則で定める。	*を付した条項は、全ての市町村において定める必要がないもの。 目次 第一章 この市（区、町、村）が行う介護保険（第一条） 第二章 介護認定審査会（第二条―第三条） 第三章 保険給付（第四条―第十二条） 第四章 保健福祉事業（第十三条―第十四条） 第五章 保険料（第十五条―第二十五条） 第六章 罰則（第二十六条―第三十条） 附則 第一章 この市（区、町、村）が行う介護保険（この市（区、町、村）が行う介護保険） 第一条 この市（区、町、村）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第二章 介護認定審査会（介護認定審査会の委員の定数） 第二条 何市（区、町、村）介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、何人とする。 （規則への委任） 第三条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に關し必要な事項は、規則で定める。

第三章 保険給付

（居宅介護サービス費等に係る区分支給限度基準額）

*第四条 居宅サービス等区分に係る居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額にかかわらず、居宅要介護被保険者が受ける居宅サービス等区分に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス等区分に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

- 一 要介護一 何単位
- 二 要介護二 何単位
- 三 要介護三 何単位
- 四 要介護四 何単位
- 五 要介護五 何単位

第三章 保険給付

（居宅介護サービス費区分支給限度基準額の特例）

*第四条 訪問通所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十三条第一項の規定に基づき厚生大臣が定める額にかかわらず、居宅要介護被保険者が受ける訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

- 一 要介護一 何単位
- 二 要介護二 何単位
- 三 要介護三 何単位
- 四 要介護四 何単位
- 五 要介護五 何単位

2 短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、法第四十三条第一項の規定に基づき厚生大臣が定める額にかかわらず、居宅要介護被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用する日数の合計が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分及び同表の中欄に掲げる短期入所限度額管理期間に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる日数に至るまで居宅要介護被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

要介護状態区分	短期入所限度額管	日	数
---------	----------	---	---

要介護一又は要介護二	要介護三又は要介護四	要介護五	理期間	
			六月間	六月間以外
何日	何日	何日	何日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）	何日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）
六月間	六月間	六月間	何日	何日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）
六月間以外	六月間以外	六月間以外	何日	何日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを一日に切り上げた日数）

(居宅介護サービス費等に係る種類支給限度基準額)

*第五条 何々(注一)に係る法第四十三条第四項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は、居宅要介護被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

一 要介護一 何単位
二 要介護二 何単位
三 要介護三 何単位
四 要介護四 何単位
五 要介護五 何単位

(居宅介護福祉用具購入費に係る支給限度基準額)

*第六条 法第四十四条第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

(居宅介護住宅改修費に係る支給限度基準額)

*第七条 法第四十五条第五項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

(介護予防サービス費等に係る区分支給限度基準額)

*第八条 介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、法第五十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額にかかわらず、居宅要支援被保険者が受ける介

(居宅介護サービス費種類支給限度基準額)

*第五条 何々(注一)に係る法第四十三条第四項の居宅介護サービス費種類支給限度基準額は、居宅要介護被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

一 要介護一 何単位
二 要介護二 何単位
三 要介護三 何単位
四 要介護四 何単位
五 要介護五 何単位

(居宅介護福祉用具購入費に係る支給限度基準額)

*第六条 法第四十四条第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

(居宅介護住宅改修費に係る支給限度基準額)

*第七条 法第四十五条第五項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

(居宅支援サービス費等に係る区分支給限度基準額)

*第八条 訪問通所サービス区分に係る居宅支援サービス費等区分支給限度基準額は、第五十五条第一項の規定に基づき厚生大臣が定める額にかかわらず、居宅要支援被保険者が受ける訪問通所サ

介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

- 一 要支援一 何単位
- 二 要支援二 何単位

サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が何単位に至るまで居宅要支援被保険者が訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

2| 短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、第五十五条第一項の規定に基づき厚生大臣が定める額にかかわらず、居宅要支援被保険者が短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用する日数の合計が、短期入所限度額管理期間が六月間の場合は何日に至るまで短期入所限度額管理期間が六月間でない場合にあつては何日に短期入所限度額管理期間の月数を六で除して得た数に乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）に至るまで短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

（介護予防サービス費等に係る種類支給限度基準額）

* 第九条 何々（注二）に係る法第五十五条第四項の介護予防サービス費等種類支給限度基準額は、居宅要支援被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

- 一 要支援一 何単位
- 二 要支援二 何単位

（居宅支援サービス費等に係る種類支給限度基準額）

* 第九条 何々（注二）に係る法第五十五条第四項の居宅支援サービス費等種類支給限度基準額は、居宅要支援被保険者が受ける何々又はこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が何単位に至るまで居宅要支援被保険者が何々又はこれに相当するサービスを利用することができる額とする。

（介護予防福祉用具購入費に係る支給限度基準額）

* 第十条 法第五十六条第四項の介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（介護予防住宅改修費に係る支給限度基準額）

* 第十一条 法第五十七条第四項の介護予防住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（市町村特別給付）

* 第十二条 この市（区、町、村）は、次の各号に掲げる種類の市町村特別給付を行う。

- 一 何々費の支給

2 前項各号に規定する市町村特別給付費の支給は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 何々費の支給については、何々とする。

第四章 保健福祉事業

（保健福祉事業）

* 第十三条 この市（区、町、村）は、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために次に掲げる事業を行う。

- 一 何々

2 この市（区、町、村）は、被保険者が要介護状態等となることを予防するために次に掲げる事業を行う。

- 一 何々

（居宅支援福祉用具購入費に係る支給限度基準額）

* 第十条 法第五十六条第四項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額は、同項の規定により厚生大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（居宅支援住宅改修費に係る支給限度基準額）

* 第十一条 法第五十七条第四項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額は、同項の規定により厚生大臣が定める額にかかわらず、何円とする。

（市町村特別給付）

* 第十二条 この市（区、町、村）は、次の各号に掲げる種類の市町村特別給付を行う。

- 一 何々費の支給

2 前項各号に規定する市町村特別給付費の支給は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 何々費の支給については、何々とする。

第四章 保健福祉事業

（保健福祉事業）

* 第十三条 この市（区、町、村）は、介護者等に対する介護方法の指導その他の介護者等の支援のために次に掲げる事業を行う。

- 一 何々

2 この市（区、町、村）は、被保険者が要介護状態となることを予防するために次に掲げる事業を行う。

- 一 何々

(二) 3 この市(区、町、村)は、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二) 4 この市(区、町、村)は、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の次に掲げる事業を行う。

一 何々

*第十四条 前条に定めるもののほか、保健福祉事業に關して必要な事項は、別にこれを定める。

第五章 保険料

(保険料率)

第十五条 平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円

二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円

三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円

四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円

五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円

六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円

*2 平成何年度から平成何年度までの令第三十八条第一項第五号の基準所得金額は、令第三十八条第六項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」とい

(二) 3 この市(区、町、村)は、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために次に掲げる事業を行う。

一 何々

(二) 4 この市(区、町、村)は、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の次に掲げる事業を行う。

一 何々

*第十四条 前条に定めるもののほか、保健福祉事業に關して必要な事項は、別にこれを定める。

第五章 保険料

(保険料率)

第十五条 平成何年度から平成何年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円

二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円

三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円

四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円

五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円

*2 平成何年度から平成何年度までの令第三十八条第一項第四号の基準所得金額は、令第三十八条第六項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」とい

う。)第四百十三条の規定にかかわらず、何万円とする。

※令第三十九条第一項第六号を更に区分しない場合

一 令第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円

二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円

三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円

四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 何円

六 令第三十九条第一項第六号に掲げる者 何円

七 令第三十九条第一項第七号に掲げる者 何円

2 平成何年度から平成何年度までの令第三十九条第一項第五号イの市町村の定める額は、何万円とする。

3 平成何年度から平成何年度までの令第三十九条第一項第六号イの市町村の定める額は、何万円とする。

※令第三十九条第一項第六号を更に区分する場合

一 令第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円

二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円

三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円

四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 何円

イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第七号ロに該当する者を除く。)

う。)第四百十三条の規定にかかわらず、何万円とする。

一 令第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円

二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円

三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円

四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 何円

六 令第三十九条第一項第六号に掲げる者 何円

2 平成何年度から平成何年度までの令第三十九条第一項第四号イの市町村の定める額は、何万円とする。

3 平成何年度から平成何年度までの令第三十九条第一項第五号イの市町村の定める額は、何万円とする。

六 次のいずれかに該当する者

イ 合計所得金額が何万円以上何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者

イ 合計所得金額が何万円以上何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（四）

前各号のいずれにも該当しない者 何四

（普通徴収に係る納期）

第十六条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 十月一日から同月三十一日まで

第四期 一月一日から同月三十一日まで

（第一条 保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。）

2 前項に規定する納期によりがたい第一号被保険者に係る納期は、市（区、町、村）長が別に定めることができる。この場合において、市（区、町、村）長は、当該第一号被保険者（及び連帯納付義務者（法第百三十二条第二項及び第三項の規定により保険料

（普通徴収に係る納期）

第十六条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで

第二期 七月一日から同月三十一日まで

第三期 十月一日から同月三十一日まで

第四期 一月一日から同月三十一日まで

（第一条 保険料は、毎月末日までに納付しなければならない。）

2 前項に規定する納期によりがたい第一号被保険者に係る納期は、市（区、町、村）長が別に定めることができる。この場合において、市（区、町、村）長は、当該第一号被保険者（及び連帯納付義務者（法第百三十二条第二項及び第三項の規定により保険料

を連帯して納付する義務を負う者をいう。第二十条において同じ。）（注三）

3 納期ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期（注四）に係る分割金額に合算するものとする

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第十七条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）（ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十八号第一項第一号イ（同号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）（ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ、第五号

を連帯して納付する義務を負う者をいう。第二十条において同じ。）（注三）

3 納期ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期（注四）に係る分割金額に合算するものとする

（賦課期日後において第一号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第十七条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第三十八条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）（ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当するに至った第一号被保険者（第一項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十八号第一項第一号イ（同号に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

3 保険料の賦課期日後に令第三十九条第一項第一号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）（ロ及びハ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ並びに第

ロ並びに第六号ロに該当するに至った第一号被保険者（第一項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第六号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に何円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

*第十八条 保険料の額の算定の基礎に用いる市（区、町、村）民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第一号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市（区、町、村）長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市（区、町、村）長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第一号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

五号ロに該当するに至った第一号被保険者（第一項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前三項の規定により算定された当該年度における保険料の額に何円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（普通徴収の特例）

*第十八条 保険料の額の算定の基礎に用いる市（区、町、村）民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第一号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市（区、町、村）長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市（区、町、村）長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第一号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等）

*第十九条 前条第一項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の二分の一に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定による納入の通知の交付を受けた日から三十日以内に市（区、町、村）長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申し出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市（区、町、村）長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第一項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第二十条 保険料の額が定まったときは、市（区、町、村）長は、速やかに、これを第一号被保険者（及び連帯納付義務者）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第二十一条 保険料の督促手数料は、督促状一通につき何円とする。

（延滞金）

第二十二条 法第三百三十二条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年何パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延

*第十九条 前条第一項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の二分の一に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定による納入の通知の交付を受けた日から三十日以内に市（区、町、村）長に同項の規定によって徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申し出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市（区、町、村）長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第一項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

（保険料の額の通知）

第二十条 保険料の額が定まったときは、市（区、町、村）長は、速やかに、これを第一号被保険者（及び連帯納付義務者）に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第二十一条 保険料の督促手数料は、督促状一通につき何円とする。

（延滞金）

第二十二条 法第三百三十二条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年何パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延

滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りではない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第二十三条 市(区、町、村)長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、六か月(何か月)以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市(区、町、村)長に提出しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第二十四条 市(区、町、村)長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市(区、町、村)長に提出しなければならない。

2

滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りではない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第二十三条 市(区、町、村)長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、六か月(何か月)以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市(区、町、村)長に提出しなければならない。

一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

二 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

三 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第二十四条 市(区、町、村)長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

一 第一号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

二 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前七日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市(区、町、村)長に提出しなければならない。

2

- 一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- 二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- 三 減免を必要とする理由
- 3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市（区、町、村）長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第二十五条 第一号被保険者は、毎年度何月何日まで（保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から何日以内）に、第一号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市（区、町、村）長が必要と認める事項を記載した申告書を市（区、町、村）長に提出しなければならない。

第六章 罰則

第二十六条 この市（区、町、村）は、第一号被保険者が法第十二条第一項本文の規定による届出をしないとき（同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第二十七条 この市（区、町、村）は、法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、法第三十三条の三第一項後段、法第三十四条第一項後段、法第三十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する。

科する。

第二十八条 この市（区、町、村）は、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第二十九条 この市（区、町、村）は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第五十条第一項に規定する納付金及び法第五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第三十条 前四条の過料の額は、情状により、市（区、町、村）長が定める。
2 前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附則

第一条（第六条（略））

（新予防給付の施行期日）

*第七条 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第三条第一項の条例で定める日は、平成 年 月 日とする。（注七）

- 一 第一号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- 二 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- 三 減免を必要とする理由
- 3 第一項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市（区、町、村）長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第二十五条 第一号被保険者は、毎年度何月何日まで（保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から何日以内）に、第一号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市（区、町、村）長が必要と認める事項を記載した申告書を市（区、町、村）長に提出しなければならない。

第六章 罰則

第二十六条 この市（区、町、村）は、第一号被保険者が法第十二条第一項本文の規定による届出をしないとき（同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第二十七条 この市（区、町、村）は、法第三十条第一項後段、法第三十一条第一項後段、法第三十四条第一項後段、法第三十五条第六項後段、法第六十六条第一項若しくは第二項又は法第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する。

第二十八条 この市（区、町、村）は、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。

第二十九条 この市（区、町、村）は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第五十条第一項に規定する納付金及び法第五十七条第一項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第三十条 前四条の過料の額は、情状により、市（区、町、村）長が定める。
2 前四条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附則

第一条（第六条（略））

附則（平成十八年〇月〇日改正関係）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。（ただし、第 条の規定は、公布日から施行する。）

（経過措置）

第二条 改正後の何市（区、町、村）介護保険条例第十五条の規定は、平成十八年度分の保険料から適用し、平成十七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成十八年度及び平成十九年度における保険料率の特例）

* 第三条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成十八年政令第 号。この条において「平成十八年介護保険等改正令」という。）附則第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成十八年度の保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第十五条第一項第一号に該当するもの 何円

二 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第二号に該当するもの 何円

三 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第三号に該当するもの 何円

る世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第三号に該当するもの 何円

四 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項の適用を受けるもの（以下この項において「第二項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第一号に該当するもの 何円

五 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第二項経過措置対象者に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第二号に該当するもの 何円

六 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第二項経過措置対象者に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第三号に該当するもの 何円

七 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第二項経過措置対象者に限る。）が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第四号に該当するもの 何円

2| 平成十八年介護保険等改正令附則第四条第一項第三号又は第四号のいずれかに該当する第一号被保険者の平成十九年度の保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十八年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第一号に該当するもの 何円

る世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第一号に該当するもの 何円

二 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第二号に該当するもの 何円

三 第十五条第一項第四号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第三号に該当するもの 何円

四 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項の適用を受けるもの（以下この項において「第四項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第一号に該当するもの 何円

五 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第四項経過措置対象者に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第二号に該当するもの 何円

六 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第四項経過措置対象者に限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第三号に該当するもの 何円

七 第十五条第一項第五号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第四項経過措置対象者に

限る。）が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第十五条第一項第四号に該当するもの 何円

（注一） 居宅サービスの種類を規定する。 例 訪問介護

（注二） 居宅サービスの種類を規定する。 例 訪問介護

（注三） 連帯納付義務者の規定が必要なものは、連帯納付義務者に対して納入通知書により納付を求める場合であり、また、世帯主に係る連帯納付義務のみを運用する場合は、「連帯納付義務者」にかわり「第一号被保険者の属する世帯の世帯主」と規定することも考えられる。（二十条も同様）

（注四） 暫定賦課を行う市町村については、暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期を規定する。

（注五）・（注六） （略）

（注七） 介護保険法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき新予防給付を条例で定める日まで実施しない場合に規定する。

（注一） 居宅サービスの種類を規定する。 例 訪問介護

（注二） 居宅サービスの種類を規定する。 例 訪問介護

（注三） 連帯納付義務者の規定が必要なものは、連帯納付義務者に対して納入通知書により納付を求める場合であり、また、世帯主に係る連帯納付義務のみを運用する場合は、「連帯納付義務者」にかわり「第一号被保険者の属する世帯の世帯主」と規定することも考えられる。（二十条も同様）

（注四） 暫定賦課を行う市町村については、暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期を規定する。

（注五）・（注六） （略）

特別徴収における徴収額の平準化 (仮徴収額の見直し) について

1. 現行制度の特別徴収額

前年度における特別徴収対象者については、翌年4月以降も特別徴収の対象となるが、税情報の確定時期等の関係から、9月30日までの間は仮徴収額として前年度の本徴収額の範囲内の額を徴収している。(法第140条第1項及び第2項)

2. 問題点

仮徴収額は前年度の本徴収額を上回ることができないため、保険料の引き上げが行われる年度においては、当該引き上げ分を年度後半で徴収する必要が生じ、(保険料段階が変わらない場合であっても、) 10月からの本徴収額が大幅に引き上がる場合が生じる。

3. 仮徴収額の見直し

(1) 基本的な考え方

特別徴収における徴収額の平準化を図るため、仮徴収額については前年度の本徴収額にかかわらず、保険料額の引き上げ等の事情を勘案して市町村が定める額とすることができることとする。

これにより、前年度の本徴収額を超える額を6月及び8月の徴収額とすることができることとなる。(8月徴収額から適用することも可能。)

(2) 法令上の改正内容(平成18年4月施行)

① 法改正の内容

現行法では、6月及び8月徴収額について、一般仮徴収額(2月の本徴収額)によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、「当該額の範囲内で市町村が定める額」と規定しているが、これを「所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と改正したところ。

(法第140条第2項)

② 施行規則改正の内容

現行施行規則では、8月徴収額について、一般仮徴収額(2月の本徴収額)又は市町村決定額(6月の仮徴収額)によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、「一般仮徴収額又は市町村決定額

の範囲内で市町村が定める額」と規定しているが、これを「所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と改正する。(施行規則第158条第2項)

(3) 具体的な仮徴収額の設定方法

法令上、仮徴収額を市町村が定める場合、当該額は「所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」とされており、各市町村の判断で適切な額を設定することとなるものであるが、基本となる設定の型としては主として次の2つのものが考えられる。(別添資料を参照。)

【型1】6月から翌年2月までの徴収額が同一となるように設定する型

① 額の設定方法

6月・8月徴収額について、当該年度の保険料額から4月徴収額を控除し、当該年度の残りの年金支給回数で除した額で設定する。

② 平準化の内容

当該年度中の保険料額は平準化されるが、翌年度の4月徴収額が過大となり、翌年度の6月・8月徴収額で調整が必要となる。

結果として、翌年度の10月徴収額から徴収額が同一となる(注)。

【型2】10月以降の徴収額が平準化されるように設定する型

① 額の設定方法

4月から8月までの徴収額が年間徴収額の半分となるように設定する。

② 平準化の内容

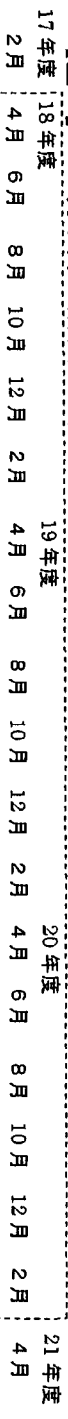
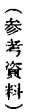
6月・8月徴収額が高くなり、10月徴収額で下がるという設定となるが、当該年度の10月徴収額から徴収額が同一となる(注)。

(注) 当該計画期間において保険料段階に変更がない者について徴収額が同一となるものであり、保険料段階に変更がある場合には、別途調整が必要となる。

(4) 年金保険者への連絡

(現行と同様、) 6月徴収額を変更する場合は4月30日までに、8月徴収額を変更する場合は6月30日までに、仮徴収額の変更に係る通知を年金保険者に対して行わなければならない。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
2月	4月	6月	8月	10月	12月
	2月	4月	6月	8月	10月
	12月	2月	4月	6月	8月
	10月	12月	2月	4月	6月
	8月	10月	12月	2月	4月

[illegible]

- 959 -

介護保険事業状況報告の見直しについて

1 目的

介護保険事業状況報告の作成における保険者業務の負担軽減を図るため、調査方法等に関して以下のとおり見直しを行う。

2 見直しの内容

(1) 調査方法の見直し

①月報について

ア. 現在、保険給付関係（※）について、保険者は「現物給付分＋償還払分」を都道府県を経由して厚生労働省に報告しているが、平成 18 年 4 サービス提供分から「償還払い分」だけを報告する。

※保険給付関係とは次のものをいう

- ・様式 1 の 4：居宅介護（支援）サービス受給者数
- ・様式 1 の 4：施設介護サービス受給者数
- ・様式 2、様式 2 の 2、様式 2 の 3、様式 2 の 4
- ・様式 2 ①、様式 2 の 2 ①

イ. 「現物給付分」については、国保連合会から国保中央会を経て厚生労働省へ報告する。

ウ. 厚生労働省において保険者別に「現物給付分」と「償還払い分」の合算作業を行う。

エ. 厚生労働省は合算作業を終了した後、厚労省ホームページに保険者別数値を公表する。

②年報について

ア. 現在、保険給付関係の年報について、保険者は年度終了後、年報の報告を行っているが、平成 18 年度年報から、報告を要しないものとする。

イ. 厚生労働省は、月報の数値から年報を作成し、都道府県を経由して保険者に送信するので、保険者は数値の誤りの有無について確認する。

(注) 保険給付関係以外の調査項目については、月報、年報とも現行と同じく都道府県を経由して厚生労働省へ報告を行うものとする。

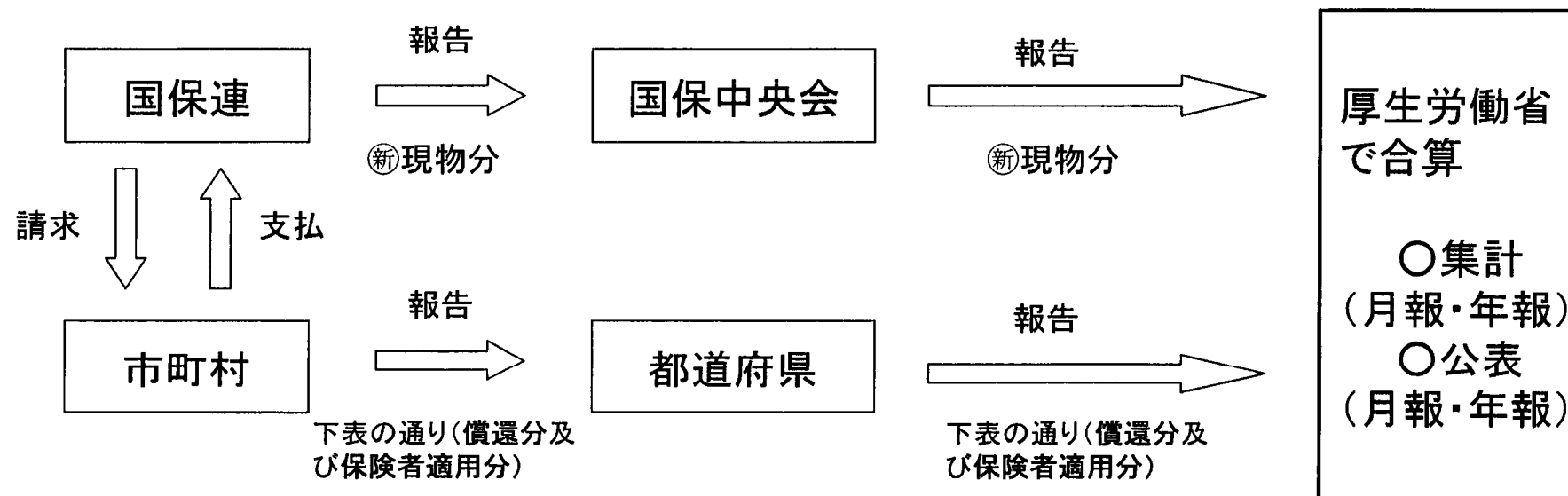
(2) 調査項目等の見直し

①制度改正に伴う様式の変更、②活用状況等を踏まえた現行の調査項目の見直し、③報告時期の見直し等を行う。

(3) その他

(1)(2) の見直しの詳細については、別途通知する予定である。

(参考)介護保険事業状況報告の見直し後のイメージ



○報告内容

	月 報	年 報
保険給付関係	＝現物分・ 償還払い分	＝現物分・ 償還払い分
保険者適用分	第1号被保険者数、認定者数、減免者数、高額介護サービス費 等	第1号被保険者数、認定者数、減免者数、保険料収納状況、決算 等

※＝は見直し後、不要となるもの。

介護予防支援業務の委託件数に関する上限について

1 委託件数に上限を設定した趣旨

今般の介護報酬改定の基準において、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターが介護予防支援業務を委託する場合について、居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり8件の上限を設けたところであるが、その趣旨は次のとおりである。

(1) 介護予防に関する介護保険法の改正の趣旨

- 今般の介護保険法の改正においては、改正の柱の一つとして予防重視型のシステムの構築を掲げ、予防給付については、そのマネジメント体制・サービス体系・対象者の範囲等について、従来の介護給付とは区別し、新しい形の給付制度として再編された。
- とりわけ、ケアマネジメントについては、従来は、要支援者・要介護者ともに、居宅介護支援事業所が行っていたものを、今般、予防給付のケアマネジメント業務を明確に区分し、地域包括支援センターに一元的に担わせることとされ、要支援状態になる前からの一貫性・連続性ある対応をすることとされたところである。
- こうした趣旨から、予防給付のケアマネジメントについては、市町村が責任主体となって設置する地域包括支援センターが、介護予防支援事業者としての指定を受けて実施することとされているのであり、原則として、予防給付のケアマネジメントについては、介護予防支援の指定を受けた地域包括支援センターが自ら実施すべき性質の業務である。なお、介護保険法上、その一部について居宅介護支援事業所への委託も可能としているのは、自ら実施できない場合の例外的な手段としてであり、こうした原則にそぐわないような委託については、慎むべきものである。

(2) 質の高いケアマネジメントプロセスの徹底

- 今般のケアマネジメント報酬に関する報酬・基準改定においては、ケア

マネジメントの基本プロセスを徹底し、その質を向上させるため、介護支援専門員1人当たりの取扱件数について35件に引き下げる等の措置を講じたところである。

- これは、介護支援専門員については、今般の制度改正により、介護給付に係るケアマネジメントをその本来業務として位置付けられたことを踏まえ、こうした業務に集中して取り組むことが求められたことによるものであるが、その一方で、介護支援専門員が地域包括支援センターから介護予防支援業務を大量に受託することとなれば、こうした制度改正の趣旨を没却することになりかねない。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務の一元的な実施

- 軽度者に対する予防給付のケアマネジメントについて、市町村が責任主体となって設置する地域包括支援センターが介護予防支援事業所として実施することとされたのは、要支援状態になる前からの一貫性・連続性ある介護予防ケアマネジメント体制の確立等の観点からであるが、指定を受けた地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に対し、むやみに委託を行うこととなれば、こうした今般の制度改正の目的にそぐわないこととなる。

2 介護予防支援業務の実施に当たっての配慮措置

受託件数の上限措置の設定に当たっては、制度の円滑な実施に向けた次の措置を講じているので留意願いたい。

(1) 経過措置

- 受託件数の上限措置については、既存の居宅介護支援事業所については、施行から6月の間は適用しない旨の経過措置を設ける。

(2) 介護予防支援業務の効率化・合理化

- 介護予防支援に関する業務量については、次の観点から業務量の減少が見込まれる。

- ・ 主要な支援要素である介護予防通所介護と介護予防訪問介護の報酬が月単位の定額報酬とされ、結果的に給付管理業務が軽減されること。
- ・ 介護予防サービスについては、具体的なサービス提供方法等の内容に関して、従前のようにケアマネジメント実施者ではなく、サービス提供事業者の裁量の幅が大きくなること。
- ・ 対象者が軽度者であること、介護予防サービスについてはサービス提供事業者側の裁量による部分が相対的に大きくなること等を踏まえ、これまで毎月行っていた利用者宅の訪問を、原則3月に1度でよいこととする等合理的な範囲で業務量の軽減が図られていること。

(3) 介護予防支援に係る人員基準の明確化

- 介護予防支援業務に従事する担当者の条件として、「保健師その他介護予防支援に関する知識を有する者」としているが、この具体的な内容として、次の者を含むことを解釈通知において明確化する。

- ・ 介護支援専門員
- ・ 社会福祉士
- ・ 経験ある看護師
- ・ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

※なお、上記の者については、速やかに介護予防支援に関する研修を受けることが望ましい。

(4) 離島へき地等における特例

- 離島・へき地など特例的な措置を講じなければ対応できない地域については、施行後6月の間にその実態を調査した上で、必要な対応を検討する。

地域包括支援センター・介護予防支援関係Q & A（追補）

問

介護予防支援事業所である地域包括支援センターがケアマネジャーを非常勤として雇用し、介護予防支援業務を担当させた場合、当該ケアマネジャーの担当した件数は、当該ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所における受託件数としてカウントされるのか。

（答）

- 介護予防支援事業の円滑な施行のための経過的な措置として、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、介護予防支援事業所である地域包括支援センターの非常勤の嘱託員などとして雇用された場合については、居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーとして受託業務を実施したわけではないので、当該居宅介護支援事業所における受託件数としてはカウントされるわけではない。
- ただし、居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーの評価は常勤換算で行うこととしており、当該ケアマネジャーが地域包括支援センター非常勤の嘱託員などとして働いた場合については、居宅介護支援事業所における勤務時間は減るのが通常であり、その場合、当該ケアマネジャーの居宅介護支援事業所における常勤換算評価は、居宅介護支援事業所における勤務時間数が減少した分、減ることとなるので留意されたい。